

## 令和3年 第6回鞍手町議会定例会会期日程

1 会 期 9月1日(水)から15日(水)まで15日間

2 日 程 下表のとおり

月 日	曜 日	会 議 名	開議時刻	摘 要
9月1日	水	本 会 議	13時	開会・議案上程
9月2日	木			
9月3日	金			
4日	土			
5日	日			
6日	月	本 会 議	13時	一 般 質 問
7日	火	本 会 議	13時	一 般 質 問
8日	水	本 会 議	13時	議 案 質 疑
9日	木	民生産業委員会	9時	付託事件審査
10日	金	総務文教委員会	9時	付託事件審査
11日	土			
12日	日			
13日	月	決算特別委員会	9時	付託事件審査
14日	火	予 備 日		
15日	水	本 会 議	13時	審査報告・閉会

令和3年度鞍手町議会第6回定例会会議録（第1号）						
令和3年9月1日						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会日時 及び宣告	開 会 開 議				議 長	
	令和3年9月1日 午後1時00分				星 正 彦	
	閉 会 開 議				議 長	
	令和3年9月1日 午後1時31分				星 正 彦	
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	添 田 政 勝	出 欠	1 1	西 藤 典 子	出 欠
	2	野 口 美 恵 子	出 欠	1 2	的 野 信 之	出 欠
	3	田 中 二 三 輝	出 欠	1 3	須 山 由 紀 生	出 欠
	4	宇 田 川 亮	出 欠			
	5	新 谷 留 晴	出 欠			
	6	篠 原 哲 哉	出 欠			
	7	星 正 彦	出 欠			
	8	有 働 徳 仁	出 欠			
	9	栗 田 美 和	出 欠			
10	許 斐 英 幸	出 欠				
出席	13人					
欠席	0人					
欠員	0人					
会議録署名 議員	5	新 谷 留 晴		6	篠 原 哲 哉	

職 務 出 席	議会事務 局長	武 谷 朋 視	出 欠	議会事務 局次長	長 浦 良	出 欠
	町 長	岡 崎 邦 博	出 欠	副町長	浅 野 彩	出 欠
	教育長	外 園 哲 也	出 欠	会計課長	友 澤 和 子	出 欠
	総務課長	三 戸 公 則	出 欠	建設課長	柴 田 隆 臣	出 欠
	福祉人権 課 長	芝 野 英 和	出 欠	政策推進 課 長	高 橋 奈 美 江	出 欠
	税務住民 課 長	藤 原 光 徳	出 欠	地域振興 課 長	立 石 一 夫	出 欠
	農政環境課長 兼農業委員会 事務局長	大 村 俊 夫	出 欠	上下水道 課 長	原 敏 勝	出 欠
	保険健康 課 長	梶 栗 恭 輔	出 欠	教育課長	古 後 憲 浩	出 欠
	地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名					
議 事 日 程	別 紙 の と お り					
付 議 事 件	別 紙 の と お り					
会 議 経 過	別 紙 の と お り					

## 令和3年第6回鞍手町議会定例会議事日程

9月1日 午後1時開議

### 第1号

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 人権擁護委員候補者の推薦に関する協議
- 日程第4 議案第65号 鞍手町教育委員会委員の任命
- 日程第5 議案第66号 鞍手町過疎地域持続的発展計画の策定
- 日程第6 議案第67号 鞍手町過疎地域自立促進特別事業基金条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第68号 鞍手町ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第69号 鞍手町税条例の一部を改正する条例
- 日程第9 議案第70号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第71号 令和3年度鞍手町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第11 議案第72号 令和3年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議案第73号 令和3年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第74号 令和3年度鞍手町住宅新築資金等特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第75号 令和3年度地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第76号 令和3年度鞍手町下水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議案第77号 令和2年度鞍手町一般会計歳入歳出決算認定
- 日程第17 議案第78号 令和2年度鞍手町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第18 議案第79号 令和2年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第19 議案第80号 令和2年度鞍手町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第20 議案第81号 令和2年度鞍手町住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第21 議案第82号 令和2年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第22 議案第83号 令和2年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第23 議案第84号 令和2年度地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第24 議案第85号 令和2年度鞍手町水道事業会計決算認定
- 日程第25 議案第86号 道路改良事業 本町・今村線道路改良工事請負契約の締結
- 日程第26 議案第87号 鞍手町道路線の認定

令和3年9月1日（第1日）

開議 13時00分

○議長 星 正彦君

只今から、令和3年第6回鞍手町議会定例会を開会します。

本日の会議には、3番議員 田中二三輝議員から体調不良のため欠席の届け出がありましたので報告します。

まず、町長より提出されております地方独立行政法人くらて病院の令和2事業年度に係る業務実績に関する評価結果の報告、令和2年度決算に係る財政健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率の報告、令和2年度教育委員会点検評価の報告、令和3年8月11日からの大雨に関する報告及び監査より提出されております例月現金出納検査報告書をお手元に配布していますのでご確認下さい。

これより日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において5番議員 新谷留晴議員及び6番議員 篠原哲哉議員を指名します。

次に日程第2 会期の決定を議題とします。

今期 定例会の会期は、本日から9月15日までの15日間にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から9月15日までの15日間に決定しました。

次に進みます。

日程第3 人権擁護委員候補者の推薦に関する協議を議題とします。

別紙のとおり議会の意見を求められています。

これから質疑を行います。

人権擁護委員候補者の推薦に関する協議について、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

人権擁護委員候補者の推薦に関する協議については、会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって人権擁護委員候補者の推薦に関する協議については、委員

会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

人権擁護委員候補者の推薦に関する協議について、討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

人権擁護委員候補者の推薦に関する協議について、原案を適当と認め、原案どおり決定し、通知することにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって原案を適当と認めることに決定しました。

次に進みます。

日程第4 議案第65号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 岡崎 邦博君

日程第4 議案第65号につきまして、提案説明を申し上げます。

日程第4 議案第65号は、鞍手町教育委員会委員の任命であります。

現鞍手町教育委員会委員であります木月英美代氏の任期が、本年10月6日をもって満了することから、後任として都甲千恵子氏を任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

なお、委員の任期は4年であり、別紙で同氏の任命理由及び略歴書を添付しておりますので、ご参照ください。

以上が、日程第4 議案第65号の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 星 正彦君

これから質疑を行います。

議案第65号について、質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。

議案第65号については、会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって議案第65号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

議案第65号について、討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第65号 鞍手町教育委員会委員の任命を採決します。

教育委員会委員に都甲千恵子氏の任命に同意することに賛成の方は挙手を願います。

(「挙手」多数)

挙手多数です。

よって議案第65号は、同意することに決定しました。

ここでしばらく休憩します。

休憩 13時07分

再開 13時09分

会議を再開します。

日程第5 議案第66号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 岡崎 邦博君

日程第5 議案第66号につきまして、提案説明を申し上げます。

日程第5 議案第66号は、鞍手町過疎地域持続的発展計画の策定であります。

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が令和3年4月1日付で施行され、本町は令和3年度から同法の適用を受け過疎地域と指定されております。

過疎地域持続的発展計画は、総合的かつ計画的に過疎地域の持続的発展を図るための令和3年度から令和7年度までの計画です。

策定するにあたり、同法第8条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

なお、この過疎地域持続的発展計画は、令和3年8月10日付で福岡県知事との協議が整っております。

以上が、日程第5 議案第66号の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしく願いいたします。

○議長 星 正彦君

本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第6 議案第67号から日程第9 議案第70号までの4件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 岡崎 邦博君

日程第6 議案第67号から日程第9 議案第70号までの4件につきまして、一括して提案説明を申し上げます。

日程第6 議案第67号は、鞍手町過疎地域自立促進特別事業基金条例の一部を改正する条例であります。

本議案は、新たに過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が施行されたことに伴い、鞍手町過疎地域自立促進特別事業基金条例の一部について所要の改正を行うものであります。

次に、日程第7 議案第68号は、鞍手町ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例であります。

本議案は、ふるさと応援寄附金の用途指定等について、ふるさと応援寄附金の全額を基金に積み立てることなく、返礼品等の必要な経費の一部について寄附金を充てることができるよう鞍手町ふるさと応援基金条例の一部について所要の改正を行うものであります。

次に、日程第8 議案第69号は、鞍手町税条例の一部を改正する条例であります。

本議案は、個人の町民税において、非課税限度額における国外居住親族の取扱いの見直し等を内容とする地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令等の一部を改正する政令等が令和3年3月31日に公布され、令和4年1月1日から施行されることに伴い、鞍手町税条例の一部について所要の改正を行うものであります。

次に、日程第9 議案第70号は、鞍手町工場等設置奨励に関する条例の一部を改正する条例であります。

本議案は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が施行されたことにより、工場等の取得等を行う者で本条例の適用を受けることができる者について、当該工場等を構成する減価償却資産の取得価額要件が緩和されたこと等に伴い、鞍手町工場等設置奨励に関する条例の一部について所要の改正を行うものであります。

以上が、日程第6 議案第67号から日程第9 議案第70号までの提案説明であります。ご審議の上、ご協賛のほど、よろしく願いいたします。

○議長 星 正彦君

本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第10 議案第71号から日程第15 議案第76号までの6件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 岡崎 邦博君

日程第10 議案第71号から日程第15 議案第76号までの6件につきまして、一括して提案説明を申し上げます。

日程第10 議案第71号は、令和3年度鞍手町一般会計補正予算第4号であります。

本補正予算の主なものを申し上げますと、歳出では、2款 総務費では、ふるさと納税推

進費において、これまで寄附額の全額を基金へ積み立てておりましたが、関係条例を改め、寄附額の一部を返礼品等の経費にも充てることとしたことから、ふるさと応援基金積立金を1億2,500万円減額しております。

同じく2款 総務費において、今後の退職手当の財源を確保するため、職員退職手当基金積立金に3,500万円を追加するほか、定住促進奨励金など過疎地域持続的発展特別事業の財源を確保するため、過疎地域持続的発展特別事業基金積立金に3,500万円を追加しております。

次に、3款 民生費では、国民健康保険税の本算定に伴い、国民健康保険基盤安定繰出金などを減額するほか、令和2年度分の障害福祉サービス費等に係る国庫支出金等の返還金を追加しております。

次に、12款 公債費では、過去に借り入れた地方債の利率が見直されたことなどにより、元金及び利子について所要の補正を行っております。

さらに、給与費全般において、本年4月の人事異動や標準報酬月額の変更に伴う補正を行っております。

一方、歳入では11款 地方交付税のうち普通交付税が決定されたことから、所要の補正を行っております。

また、18款 寄附金については、一般寄附金の追加を、20款 繰越金については、令和2年度決算に伴う繰越金の追加を行っております。

さらには、22款 町債について、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴い、本町が令和3年4月1日より引き続き過疎地域に指定されたことから、過疎対策事業債を追加するとともに、他の事業債の減額を行っております。

これらの要因により、今回の補正第4号におきまして財源に余剰が生じたので、財政調整基金繰入金から3億3,284万3千円減額することで、補正要因を調製しております。その結果、歳入歳出それぞれ5,182万4千円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ8億1,931万5千円としております。

次に、日程第11 議案第72号は、令和3年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算第2号であります。

本補正予算は、歳入では国民健康保険税本算定に伴う保険税の追加及び県支出金、前年度繰越金を追加し、保険基盤安定負担金に係る繰入金を減額、歳出では基金積立金、諸支出金を追加するもので、歳入歳出それぞれ2億5,522万8千円を追加して予算総額を、歳入歳出それぞれ20億5,635万8千円としております。

次に、日程第12 議案第73号は、令和3年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号であります。

本補正予算は、令和2年度の出納閉鎖に伴う滞納繰越保険料及び前年度繰越金などの補正要因を調製し、歳入歳出それぞれ27万9千円を減額して予算総額を、歳入歳出それぞれ2億8,260万3千円としております。



次に、日程第13 議案第74号は、令和3年度鞍手町住宅新築資金等特別会計補正予算第1号であります。

本補正予算は、令和2年度分の貸付回収金の一部を一般会計に繰り出すため、歳入歳出それぞれ2万2千円を追加し、予算総額を、歳入歳出それぞれ85万2千円としております。

次に、日程第14 議案第75号は、令和3年度地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計補正予算第1号であります。

本補正予算は、介護サービス事業に係るシステムの更新費として貸付金及び負担金の合計で840万円を追加するとともに、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴い、本町が令和3年4月1日より引き続き過疎地域に指定されたことから、過疎対策事業債を追加するとともに、他の事業債の減額を行っております。

これらの要因により、歳入歳出それぞれ840万円を追加し予算総額を、歳入歳出それぞれ3億6,769万2千円としております。

次に、日程第15 議案第76号は、令和3年度鞍手町下水道事業会計補正予算第1号であります。

補正予算第2条 業務の予定量関係では、主要な建設改良事業で9万3千円を追加し、4億1,438万9千円を計上しております。

次に、補正予算第3条収益的収入及び支出関係では、下水道事業収益で539万1千円を減額し4億295万6千円に、下水道事業費用では567万9千円を減額し4億1,282万6千円に補正し、差引987万円の赤字予算を計上しております。

次に、補正予算第4条資本的収入及び支出関係では、資本的収入で16万1千円を減額し5億4,371万6千円に、資本的支出では9万3千円を追加し6億4,684万5千円に補正して おります。

差引1億312万9千円の不足となりますが、不足額につきましては、引継金及び損益勘定留保資金から補填することにしております。

次に、補正予算第5条企業債関係では、起債の限度額を1,340万円減額し、補正後の起債の限度額を2億9,070万円としております。

次に、補正予算第6条議会の議決を経なければ流用することができない経費関係では、職員給与費を85万8千円追加し、補正後の予算額を3,129万2千円としております。

次に、補正予算第7条他会計からの補助金関係では、一般会計からの補助金を549万7千円減額し、補正後の予算額を1億7,851万円としております。

以上が、日程第10 議案第71号から日程第15 議案第76号までの提案説明であります。 ご審議の上、ご協賛のほど、よろしく願いいたします。

○議長 星 正彦君

本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第16 議案第77号から日程第24 議案第85号までの9件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長

○町長 岡崎 邦博君

日程第16 議案第77号から日程第24 議案第85号までの9件につきましては、令和2年度の一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算認定、並びに公営企業会計の決算認定であります。

一括して提案説明を申し上げます。

日程第16 議案第77号は、令和2年度鞍手町一般会計歳入歳出決算認定であります。

歳入歳出決算額は、歳入総額98億812万6,749円。歳出総額97億2,720万8,138円。差引額8,091万8,611円となっておりこの差引額から翌年度へ繰越すべき財源852万3,000円を差し引いた実質収支額は、7,239万5,611円となっております。

次に、日程第17 議案第78号は、令和2年度鞍手町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定であります。

歳入歳出決算額は、歳入総額18億6,830万6,848円。歳出総額17億7,372万5,175円。差引額と実質収支額は、9,458万1,673円となっております。

次に、日程第18 議案第79号は、令和2年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計歳入歳出決算認定であります。

歳入歳出決算額は、歳入総額 2,291万6,132円。歳出総額 2,291万6,132円。差引額と実質収支額は、0円となっております。

次に、日程第19 議案第80号は、令和2年度鞍手町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定であります。

歳入歳出決算額は、歳入総額2億7,007万9,577円。歳出総額2億6,874万9,482円。差引額と実質収支額は、133万95円となっております。

次に、日程第20 議案第81号は、令和2年度鞍手町住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定であります。

歳入歳出決算額は、歳入総額72万7,686円。歳出総額70万6,000円。差引額と実質収支額は、2万1,686円となっております。

次に、日程第21 議案第82号は、令和2年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定であります。

歳入歳出決算額は、歳入総額8億5,820万6,654円。歳出総額8億5,820万6,654円。差引額と実質収支額は、0円となっております。

次に、日程第22 議案第83号は、令和2年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計歳入歳出決算認定であります。

歳入歳出決算額は、歳入総額809万7,051円。歳出総額809万7,051円。差引額と実質収支額は、0円となっております。

次に、日程第23 議案第84号は、令和2年度地方独立行政法人くらはて病院貸付金等特別会計歳入歳出決算認定であります。

歳入歳出決算額は、歳入総額25億3,579万433円。歳出総額25億3,579万433円。差引額と実質収支額は、0円となっております。

次に、日程第24 議案第85号は、令和2年度鞍手町水道事業会計決算認定であります。

予算第3条に定めた収益的収入及び支出では、収益的収入が3億4,286万562円。収益的支出が3億2,740万5,994円となり、差し引き1,545万4,568円の黒字決算となっております。

予算第4条に定めた資本的収入及び支出では、資本的収入が3,206万8,835円。資本的支出が1億1,721万6,950円となり、差し引き8,514万8,115円の資金不足となりますが、当年度分までの損益勘定留保資金より補填しております。

また、損益計算におきましては、当年度純利益は、1,318万4,216円となっております。

以上が、日程第16 議案第77号から日程第24 議案第85号までの提案説明であります。ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願いいたします。

**○議長 星 正彦君**

本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第25 議案第86号及び日程第26 議案第87号の2件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長

**○町長 岡崎 邦博君**

日程第25 議案第86号及び日程第26 議案第87号につきまして、一括して提案説明を申し上げます。

日程第25 議案第86号は、道路改良事業本町・今村線道路改良工事請負契約の締結であります。

道路改良事業本町・今村線道路改良工事は、8月17日に14事業者で指名競争入札の結果、契約金額は、5,335万円。工期は、契約の効力の発生の日から令和4年3月28日までとして、株式会社松原土木と契約を締結するものであります。

次に、日程第26 議案第87号は、鞍手町道路線の認定であります。

鞍手町庁舎等建設事業に伴い、周辺道路の交通量増加が予想されることから、現在、中央公民館の入口である敷地内道路の一部分及び新設道路を道路法第8条第1項の規定により町道認定をするものであります。

以上が、日程第25 議案第86号及び日程第26 議案第87号の提案説明であります。ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願いいたします。

**○議長 星 正彦君**

本案に対する質疑は後日行います。

この際、休会についてお諮りします。

明日2日から5日までの4日間を休会にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって明日2日から5日までの4日間を休会とすることに決定しました。

以上をもって本日の日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会します。

散会 13時31分

令和3年鞍手町議会第6回定例会会議録（第2号）						
令和3年9月6日						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会日時 及び宣告	開 会 開 議				議 長	
	令和3年9月6日 午後1時00分				星 正 彦	
	閉 会 開 議				議 長	
	令和3年9月6日 午後2時22分				星 正 彦	
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	添 田 政 勝	出 欠	1 1	西 藤 典 子	出 欠
	2	野 口 美 恵 子	出 欠	1 2	的 野 信 之	出 欠
	3	田 中 二 三 輝	出 欠	1 3	須 山 由 紀 生	出 欠
	4	宇 田 川 亮	出 欠			
	5	新 谷 留 晴	出 欠			
	6	篠 原 哲 哉	出 欠			
	7	星 正 彦	出 欠			
	8	有 働 徳 仁	出 欠			
	9	栗 田 美 和	出 欠			
10	許 斐 英 幸	出 欠				
出席	13人					
欠席	0人					
欠員	0人					
会議録署名 議員	5	新 谷 留 晴		6	篠 原 哲 哉	

職 務	議会議務 局長	武 谷 朋 視	出 欠	議会議務 局次長	長 浦 良	出 欠
地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名	町 長	岡 崎 邦 博	出 欠	副町長	浅 野 彩	出 欠
	教育長	外 園 哲 也	出 欠	会計課長	友 澤 和 子	出 欠
	総務課長	三 戸 公 則	出 欠	建設課長	柴 田 隆 臣	出 欠
	福祉人権 課 長	芝 野 英 和	出 欠	政策推進 課 長	高 橋 奈 美 江	出 欠
	税務住民 課 長	藤 原 光 徳	出 欠	地域振興 課 長	立 石 一 夫	出 欠
	農政環境課長 兼農業委員会 事務局長	大 村 俊 夫	出 欠	上下水道 課 長	原 敏 勝	出 欠
	保険健康 課 長	梶 栗 恭 輔	出 欠	教育課長	古 後 憲 浩	出 欠
議 事 日 程	別 紙 の と お り					
付 議 事 件	別 紙 の と お り					
会 議 経 過	別 紙 の と お り					

# 令和3年第6回鞍手町議会定例会議事日程

9月6日 午後1時開議

第2号

日程第1 一般質問



令和3年9月6日（第2日）

開議 13時00分

○議長 星 正彦君

これから、本日の会議を開きます。

日程はお手元に配付のとおりです。

これより日程に入ります。

日程第1 一般質問を行います。質問は、お手元の通告一覧表の順序により行います。

最初に11番議員 西藤典子議員の質問を許可します。

西藤議員。

○11番 西藤 典子議員

11番。通告に従いまして質問いたします。

最初の質問でございますが、新型コロナウイルス感染症についてでございます。

先ほどのニュースでは、少し下り坂になって12日の解除はちょっと難しいというようなことを服部知事がおっしゃっているのが聞こえてきましたけれども、この新型コロナウイルス感染症の陽性者がこの8月中、ちょっと計算してみましたら、鞍手郡内ですけれども30名を上回っております。10代や10歳未満の子どもの感染者も増えております。

こういう状況の中、検査の拡充とともに1日も早いワクチン接種、これが急がれるわけですが、8月31日現在のワクチン接種の進捗状況はどうなっておりますでしょうか。

そこに書かせていただいておりますが、そういう区切りで、こういうふうにワクチン接種は行われていたようですので、数字ではなくてパーセントで結構です。

ただし、基礎疾患についてパーセントは出しにくいかもしれませんが、数字でも結構ですが、お知らせください。よろしく願いいたします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

進捗状況につきましては、保険健康課長に答弁させます。

○議長 星 正彦君

保険健康課長。

○保険健康課長 梶栗 恭輔君

はい。接種希望者の8月31日現在での町内の接種会場に予約された方の接種状況につきましてお答えをさせていただきます。

75歳以上の接種を希望し予約された方のうち、1回目の接種を終えた方が99.79%。2回目は99.53%です。

65歳から74歳の接種を希望し予約された方のうち、1回目の接種を終えた方が99.92%。2回目は99.45%です。

60歳から64歳の接種を希望し予約された方のうち、1回目の接種を終えた方が99.



73%。2回目は97.45%です。

40歳から59歳の接種を希望し予約された方のうち、1回目の接種を終えた方が86.88%。2回目は69.77%です。

基礎疾患をお持ちの方で接種を希望し、予約された方のうち、1回目の接種を終えた方が99.37%。2回目は96.15%です。以上でございます。

○議長 星 正彦君

西藤議員。

○11番 西藤 典子議員

40から59歳の方以外は非常に高い接種率になって、これは希望された方の接種率ですからですね。そう一概には言えないと思いますが、皆さん接種されていると。

ホームページによりますと、20歳から39歳の対象の接種は、9月9日から始まっていると聞いておりますし、19歳以下はワクチンの供給が決まり次第ということですので、町としては一応の目途が立っているようですね。

ところが、先ほど課長からもおっしゃっていましたが、希望者対象ということになっておりますので、接種されていない方もいらっしゃるわけですね。

ところが、先ほどちょっと少し下り坂になったとはいえ、まだまだ厳しい状況でございます。福岡県においても感染が急拡大し、急激な重症化、これがデルタ株になってですね、そういう症状の急激な変化ということがあって死者も出たりしております。

またその影響で発症しても、かなり症状が重くなってもすぐには入院できないという状況が福岡県の中でもあるということを具体的に聞きました。

ですから、やっぱりいろんな状況から考えても、ワクチン接種が非常に重要だと思います。

その未接種の方に対して、町としてはどういう対応をお考えでしょうか。お聞かせください。

○議長 星 正彦君

保険健康課長。

○保険健康課長 梶栗 恭輔君

ご承知のように、新型コロナウイルスワクチンの接種は予防接種法に基づく臨時接種で、接種を希望する方の任意での接種となっており、接種を強制するものではありません。

住民の方には、初めてのワクチン接種ということもあり、副反応等心配され様子を見たいとの思いで予約をされていない方。また、接種を希望されても、ご自身のお体の状態により接種ができない方もいらっしゃいますので、未接種の方に接種を無理に勧めるようなことはできないと考えております。

ただ、ワクチン接種につきまして、疑問点等があれば町の保健師、あるいはくからて病院のほうで相談をお受けしている状況でございます。以上でございます。

○議長 星 正彦君

西藤議員。

○11番 西藤 典子議員

未接種の方の中には高齢とか、ひとり暮らしとか、あるいは視聴覚障害をお持ちの方も、視覚障害を持っている方もいらっしゃるかもしれない。

そういった方に対して、もう一度呼びかけるとかというようなことはしていただけないものだろうか。

それから先ほどの副反応が怖いということがありました。繰り返しワクチンを接種したほうが接種しないことによるマイナスよりも、接種したほうのメリットが大きいということ。繰り返しあちこちでは言われているようです。そういった情報不足の方々に、できるだけ親切に教えてあげて、重症化されるとか、亡くなるってことが1人でも減るような対策をお考えいただけるのでしょうか。

○議長 星 正彦君

保険健康課長。

○保険健康課長 梶栗 恭輔君

今のご質問に対しましては、再度、広報、ホームページ、LINE等を使って、接種のメリット、デメリット等を周知していきたいというふうに思います。以上でございます。

○議長 星 正彦君

西藤議員。

○11番 西藤 典子議員

ぜひそうしていただきたいと思っております。

次の質問に移らせていただきます。

増えている子どもの感染対策としては、どのようなことを考えていらっしゃいますでしょうか。お尋ねいたします。

○議長 星 正彦君

教育長。

○教育長 外園 哲也君

子どもの感染対策については、教育課長に答弁させます。

○議長 星 正彦君

教育課長。

○教育課長 古後 憲浩君

学校では、令和2年12月9日付で文部科学省より通知されました学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルに基づきまして、日常的な感染対策を行っております。

具体的には10の項目を行っております。1つ目が朝の体温測定と記録の実施。これは児童、教職員ともでございます。

2つ目は児童、教職員やその同居家族に風邪の症状等がある場合の出校停止の取扱い。

3つ目は玄関前での体温測定、教室での体温測定カードの点検。

4つ目は体調が悪くなった場合の保健室、職員室対応と早退。  
5つ目はマスク着用、石鹸を用いた小まめな手洗い。給食前等のアルコールの消毒。  
6つ目はエアコンと換気の両立。  
7つ目は物の貸し借りをしないこと。むやみに目、鼻、口や物にさわらない指導。  
8つ目は基本的には全員前を向いて、学習や給食を食べ、私語を慎む指導。  
9つ目は生活全般を通して3密と大声に対し注意いたしまして、身体的距離を保つ指導。  
最後10個目が、掃除時間における教職員による消毒作業でございます。  
以上でございます。

○議長 星 正彦君

西藤議員。

○11番 西藤 典子議員

今、子どもの感染が増えているというところでは、保護者とか先生方とか、大人からうつるというケースもあるような感じがします。保護者や先生方が、やっぱり予防を徹底して、子どもに感染させないってことが非常に重要になってきていると思うのですが、先生方とか保育士さんとか学童保育関係のワクチン接種はどういうふうになっておりますでしょうか。お尋ねいたします。

○議長 星 正彦君

教育課長。

○教育課長 古後 憲浩君

ワクチン接種の状況については教職員のデータしかないのですが、それでお答えいたしますと、教職員のワクチン接種の状況につきましては、約160名の教職員がおりまして、そのうちの63%がワクチン接種が終わった状況でございます。以上でございます。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 芝野 英和君

はい。放課後児童クラブや私立保育所、公立保育所の職員等のワクチン接種に関しましては9割程度終了しております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

西藤議員。

○11番 西藤 典子議員

やっぱりそういう方々も、優先接種の中にぜひ入れていただいて、まずは子どもに感染とかいうようなことが起こらないような対策も強めていただきたいと思います。

それから次の質問なのですが、子どもの感染対策としまして、子どもの中には感染を恐れず登校を見合わせるとかいうようなことが起こりうるのではないかと。

そういったことの対応とか、あるいは分散登校とか、オンライン授業などの対応はどのようにお考えでございましょうか。お尋ねいたします。

○議長 星 正彦君

教育課長。

○教育課長 古後 憲浩君

今、ご質問にありました分散登校ということは、現状のところはまだ本町では考えておりません。通常登校で集団です。

ただし、その場合にも先ほどのマニュアルでご説明いたしましたようにマスクを着用して、大声でしゃべったりしないとか十分気をつけていただくようにしております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

教育長。

○教育長 外園 哲也君

オンライン授業につきましては、4月に鞍手町ICT教育推進委員会を発足させまして、夏休み等研修をしていながら今準備を進めているところではございます。

そして4月2日の日に、これは発信する側がいくらあっても家庭のネット環境がないと受けることができませんので、現在アンケートをとって分析いたしまして、どのようなオンライン授業がいいものか、プリントによる学習がいいものか。そして、小学校低学年1、2年生がはたして自分の家でIDとかいろんなものをログインして使えることができるか等々を考慮していながら、進めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長 星 正彦君

西藤議員。

○11番 西藤 典子議員

ぜひ、そういう最新の指導を行っていただきまして、有効な対応をしていただきたいと思います。子どもの感染対策として最後ですけれども、感染力の強いデルタ株対策として予防効果が高いのは不織布マスクだと言われてますね。子ども用の不織布マスクというのは、どのくらい出回っているのかわかりませんが、ウレタンとかは駄目だということをおっしゃっていますから、子どもたちは活発でありますから、そういった予防効果の高い子ども用の不織布のマスクの無償提供というようなことは考えられないのでしょうか。お尋ねいたします。

○議長 星 正彦君

教育課長。

○教育課長 古後 憲浩君

マスクの着用についてですけど、基本的には9月の最初の臨時校長会の中で、マスク着用についての打合せと確認をいたしまして、各学校からマスク着用については、なるべく不織布のマスクを優先してお願いしておるところでございます。

その効果についても、そのほかに布マスクとかウレタンマスクとかフェイスシールドとかの飛沫量による効き目を記したお手紙を渡しているところがございます。現在のところ、

予算的なことの配慮をしておりませんので、ご家族のほうで、なるべく不織布マスクとか、布マスクの着用をお願いするというのが現状でございます。以上でございます。

○議長 星 正彦君

西藤議員。

○11番 西藤 典子議員

次の質問に移らせていただきます。そのような状況の中で、ワクチン接種とともに検査の拡充は欠かせないと思います。やっとな国も検査の重要性に気づいたというか、そういうことを少し出してきておりますので、これが急がれると思うのですが、幸い鞍手町は町独自のPCR検査ですね、予算組んでいただいているのですが、どうもこれは周知されていないかとちょっと心配はあるのですが、

町独自のPCR検査の受検者数ですね、どうなっているのか。特に65歳以上の無料の検査者数と64歳以下の5千円補助の方を分けて検査者数をお尋ねしたいと思います。

○議長 星 正彦君

保険健康課長。

○保険健康課長 梶栗 恭輔君

8月31日現在での65歳以上の高齢者等に対するPCR検査の申請及び受験者数は11名。64歳以下の方へのPCR検査の補助申請をされた受験者数は22名でございます。以上でございます。

○議長 星 正彦君

西藤議員。

○11番 西藤 典子君

だからすごく余っている。たしか300人分ですよ、予算は。それがこんなに余ったと。今いちばん、もっとひどくなるかもしれないですけど、今デルタ株の影響で非常に感染が高まって無症状でも感染した人がいるという状況ですから。せっかくこの予算がありますからですね、この検査の活用を今こそ行うべきだと私も思います。

65歳以上という枠を外しまして検査の対象者を拡大するお考えはございませんでしょうか。お尋ねいたします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

鞍手町の新型コロナウイルス感染症に伴う高齢者等の検査は、今議員がご指摘ありましたが、65歳以上の高齢者または64歳以下の方で慢性閉塞性肺疾患や慢性腎臓病、糖尿病、高血圧、心血管疾患等の基礎疾患をお持ちの方は無料でPCR検査を受けることができます。そしてまた鞍手町PCR検査費用補助金での検査は、年齢要件を定めず高齢者等の検査に該当しない方への補助事業を行っております。

どちらも1人1回限りではございますが、対象者につきましては全年齢の方を対象とし

ておりますので、拡充するという事は考えておりません。

○議長 星 正彦君

西藤議員。

○11番 西藤 典子君

そういうことであればぜひこれも広報で周知徹底していただいて活用して、やっぱり無症状でも感染しているっていうのが多くて、ここら辺の検査は大事ですよ。無症状の方が感染して移しているというね、そういうことが多いわけですから。

ぜひ周知徹底していただいて、町民の皆さんに利用していただいて、少しでも感染者が減るような対策を講じていただきたいと思います。

次の質問に移ります。政府は学校での感染防止策としまして、最近の事でしたが小中学校に抗原検査の簡易キットを配布する方針だと新聞報道にありました。

小中学校に配布される抗原検査の簡易キット。これの対象者と使用方法がわかりましたら鞍手町には何個配布されるか、お知らせください。

○議長 星 正彦君

教育長。

○教育長 外園 哲也君

この件につきましては、教育課長に答弁させます。

○議長 星 正彦君

教育課長。

○教育課長 古後 憲浩君

文科省から示されました抗原簡易キットの活用の手引きによりますと、抗原簡易キットの対象者は基本的には教職員とされておりまして、そして、医療機関を直ちに受診できない場合等における補完的な対応として、小学校4年生以上の児童生徒が想定されておりまして。

使用方法は、手引によりますと研修を受けた人が、鼻から綿棒を2センチ程度挿入し、5回転させ挿入した部位で5秒程度静置し湿らせるとされておりまして。これが使用方法です。

簡易キットは鞍手町には70ということで聞いております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

西藤議員。

○11番 西藤 典子君

結局70と言えば、子どもたちが使う余地はないわけですよ。

今、教育課長おっしゃった使い方ですが、これは絶対子どもたちには耐えられなくて、これはもう飛沫感染の基になると思いますね。だから子どもたちにはそういうことはしないで、先生方に使っていただくということで、すべきじゃないかと思います。

次の質問にまた移らせていただくのですが、8月27日に文部科学省は現場からの要請に応えまして、学校内で感染者が出た場合の対応ガイドラインというのを発表したと報道されました。何か厚生労働省の今までの事務連絡よりも一歩踏み込んだものだと聞

いておりますが、どのように踏み込んだ内容になっているのか、お尋ねいたします。

○議長 星 正彦君

教育課長。

○教育課長 古後 憲浩君

今、西藤議員がおっしゃいました8月の通知によりますと、基本的には今までと私どもが対応していたものと変わっていないのが現状でございます。

対応につきましては、これまでと同様対応していただくとともに、その手順についてご説明いたしますと基本的にはコロナウイルス感染症の陽性の連絡といたしますのは、保健所のほうから本人もしくは家族に連絡されるようになっております。保健所から要請の連絡を受けた場合、家族の方が速やかに学校に連絡するようになっております。

学校が教育委員会と連絡をとりながら保健所と相談し学校内の消毒を行います。また濃厚接触者の有無、学校の全部または一部の臨時休業の要否について対象期間を設けて検討しますというのが主内容でございます。以上でございます。

○議長 星 正彦君

西藤議員。

○11番 西藤 典子君

非常に今までは狭い範囲の例えば検査であったのが、今までは狭い範囲の濃厚接触者だけに限られていた検査対象を、陽性者が出たクラス全員とするというようなことを可能になったとか。それから、そういったことがちょっとあったものですから、こういったことは特に変わったことはないのですかね。

○議長 星 正彦君

教育課長。

○教育課長 古後 憲浩君

今、西藤議員がおっしゃいましたように濃厚接触者の候補につきましては、これまでどおり感染者の同教の者、または適切な感染対策なしに感染者を介護した者、感染者の飛沫等に直接接触した者、手で触ることのできる距離で必要な感染予防策なしで感染者と15分以上接触があった者など、これまでと変わらない対応でございます。以上でございます。

○議長 星 正彦君

西藤議員。

○11番 西藤 典子君

もしですね、一段と広がって検査も対象が広がっているならば、これはもう非常にありがたいことですね。とにかく検査を広げて、そして1人も感染者を見逃さない。そして隔離してですね、治療に移ると。そういったことがこれ以上感染広げないために重要なことだと思いますので、もしそういったことができるようになれば、町としましても、そういう感染者が出た場合の学校において出た場合の検査の拡充といたしますかね、そういったことにぜひ力を尽くしていただきたいと思います。

最後に質問ではないのですが、確認なのですが、鞍手町における感染者の実情というのは嘉徳鞍手保健所から個人情報提供されないために、町としては詳しい把握ができません。従って、お1人お1人に対する鞍手町としての支援ができないというのが実情だということで、確認でよろしいでしょうか。

○議長 星 正彦君

保険健康課長。

○保険健康課長 梶栗 恭輔君

はい。西藤議員がおっしゃいますように現在県の感染者の公表につきましては、市あるいは郡単位での公表となっております。

本町におきましても、町内での感染が確認されても役場のほうには鞍手郡としか情報が入ってまいりません。

ですから、具体的な対策については一般的に住民の方に、いま一度の感染対策をお願いするという方法しかないかと考えております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

西藤議員。

○11番 西藤 典子君

私も身近に見聞きした例では、感染して自宅療養をしなければいけないと。そういう状況になっても、もう保健所からの連絡がなかなかつかないと。だから保健師さんなんか来てくれないし、パルスオキシメーターも不安だから借りたいけどなかなかそれもできないってようなことがあってですね、手後れになってほかの地域なんかでも、死者が出たりしておりますけど。

実はですね、お気付きの方もいると思いますが、読売新聞の9月3日の報道によりますと、今年2月に施行された改正感染症法は、都道府県は必要に応じて市町村と連携するよう努めなければならないと定めていると。

この規定に基づき厚生労働省は8月に療養者情報の提供を前提として、都道府県と市町村が連携し生活支援を行うように通知したとあると読売新聞が報道しました。

読売新聞がいろいろ聞いた各都道府県に福岡県は個人情報条例に抵触するか、その恐れがあるということを理由にして提供していないと回答したと、こうありました。

その記事の中で、しているところもあり、していないところもあると。しているところが少ないのですけども。

その中で早稲田大学の教授が、医療が逼迫してなかなか入院できない中、市町村も巻き込んで積極的に支援し、自宅療養者の窮状をつくっていくべきだと指摘されておりました。本当にそうだと思うのですよね。

私も最初、鞍手は少ないから、かかることはないか。ワクチンも済んだからねとかと思っていましたが、最近の状況踏まえると、いつ私も対象者になるかわからないと思いますとね、もう放置されるというような状況があると非常に不安なのですよ。



だからこういうことがあるならば、鞍手町としても県にね、やっぱり声を上げていただいて、こういう国の方針ができるのだから、やっぱり感染者の方のところに病状聞きに行ったり、食料を支援したりですね、そういったようなことをね、ぜひ広めていただきたいなと思っておりますが、いかがでございますか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

先ほど課長が答弁したとおりでありまして、郡単位での情報しか鞍手町には来ておりません。質問者ですね、県のほうに要望しては、というようなことでありますが、特に今一番注意しないといけないのが感染者に対する誹謗中傷、その他、やはり人権に関わるようなことも起こっているというようなことも報道でもあっております。そしてまた県の対応としましては、先ほど質問者が言われたように、情報の提供はしていないということでもありますので、鞍手町としては県の考えに沿って対応していきたいというふうに思います。

○議長 星 正彦君

西藤議員。

○11番 西藤 典子君

私それとてもおかしいと思うのですね。結局、個人情報を守ったが命は守れなかったなんてなったら本末転倒だと思うのですよ。

もちろん個人情報を守ることに対しては細心の注意を払いながら、やっぱり命を守るという対策を優先していくべきではないかなと思っております。今後も検討いただきたいと思っております。

次の質問に移らせていただきます。防災対策についてであります。6月議会の答弁で町長は1年に1回、町内一斉に各自主防災組織を主体とした防災訓練を実施していきたいと述べられました。本当にぜひお願いしたいところでございます。

ただ、そのための予算も計上しているのだけでも、今はコロナの状況次第というところで今年できるかどうか定かでないというような状況のようでした。

しかし、先日の雨の降り方を見ましても、今、災害がますます激甚化してしまして災害は待ってくれるという状況ではないという感じはいたします。

そこで、一斉訓練が実現するまでの間の心構えとしまして、既に作成されている避難行動要支援者名簿。この整備の状況及び既に策定されております鞍手町避難所運営マニュアルの主要な内容。それと、これにつきましては女性参画の位置づけについても、ぜひお尋ねしたいと思っております。

まずはですね、避難行動要支援者名簿の編成はどうなっておりますでしょうか。恐らく自主防災組織ごとだと思うのですが、その内容としては住所、氏名、性別、年齢のほかにもどんな情報が記載されておまして、総数は何名でございましょうか、お尋ねいたします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

この件につきましては、総務課長に答弁させます。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

お答えいたします。避難行動要支援者名簿につきましては、令和元年度以降、毎年対象者の調査を行っており、名簿登録に承諾された要支援者については、令和2年度から該当するそれぞれの自主防災組織に名簿を配付しております。令和3年6月末時点での対象者は1,183名であり、現在調査中です。年内には令和3年度の新たな避難行動要支援者名簿を各自主防災組織に配布する予定です。以上です。

○議長 星 正彦君

西藤議員。

○11番 西藤 典子君

今、住所氏名、性別、年齢のほかにもどんな情報がと聞いたのですけど。ありますか。わかりますか。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

はい。調査票は避難行動要支援者名簿承諾書兼個別計画書という内容になっております。今、西藤議員がおっしゃいましたように、氏名住所それから行政区。それに対して名簿登載に対する承諾します、しませんの欄。そしてあと承諾されない方につきましては、その理由等を記入していただく欄があります。そして承諾していただける方につきましては避難行動要支援者支援計画、いわゆる個別計画について記載する欄を設けております。以上です。

○議長 星 正彦君

西藤議員。

○11番 西藤 典子君

個別計画の内容としては、例えばどんなことが挙げられておりますか。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

まず要支援者の状態についてお尋ねしております。それにつきましては、独居高齢、それから高齢者世帯ですとかその人の障がい状況とかを聞く欄がございます。それから同居親族についてお尋ねしている欄がございます。それから、緊急の連絡先等をお伺いしております。それから、情報の入手方法等に特に留意する必要がある方についてはその欄を設けております。それから、避難時に携行する医薬品等を記入していただく欄を設けております。

等々をしております。以上です。

○議長 星 正彦君

西藤議員。

○11番 西藤 典子君

これは、ちょっと桂川町の友達からもらったものなのですけどね。身体の状況としては視覚障害があるとか、聴覚障害があるとか、歩行障害があるとか、知的障害があるとか認知症があるとか、そういった詳しいことが書いてありましてね。歩行障害の方には車椅子か松葉杖かとかね、寝たきりかどうかとかですね。移動時に必要な器具等は車椅子が必要ですかとか可動式ベッドが必要かとか、そういったことも書いてあるのですね。

こういう名簿があれば、災害が起こったときに、区長さんなり自主防災組織の責任者の方が、あの方が来られるだろうからこれを準備しておかないといけんとかいうのは分かるんじゃないか。いつ起こるか分からない災害ですね。そういうふうな対応ができる、そういったことも、もしできれば考えていただけたらなと思いますが、いかがでございますか。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

この個別計画に沿ってですね、その対応をしていきたいと思っております。以上です。

○議長 星 正彦君

西藤議員。

○11番 西藤 典子君

その名簿は各自主防災組織に配布し保管されているのでしょうか。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

はい。この名簿登録に承諾された方につきましては、各自主防災組織のほうにお住まいの住所地の自主防災組織のほうに名簿を配付しております。以上です。

○議長 星 正彦君

西藤議員。

○11番 西藤 典子君

そういうことであれば責任者の方は常に個人情報ですから人には漏らさないようにしても、責任者としては個別の具体的な様子が把握できて、いざというときの対応に役立つと思いますので、ぜひ活用してもらったらなと思いますが。

次に鞍手町避難所運営マニュアルについてですけど、この避難所マニュアルの基本方針といいますが、簡単で結構ですのでどこら辺に重点を置いた、どういうところに配慮したものであるかをちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

はい。お答えします。避難所運営マニュアルの主要な内容は、地震や大雨、台風等の大規模災害が発生し、多くの住民が長期間にわたり避難所生活をしなければならない際の避難所の開設や運営について整理まとめたもので、福岡県避難所運営マニュアル作成指針を参考に策定しております。

具体的には、避難所となる施設の周辺の点検や確認、施設の開錠や施設管理者との使用範囲の協議などを記載した安全確認開錠という項目。次に避難場の機材、物資の確認や受付の位置や居住スペースのレイアウトやトイレの確認などを記載した開設準備という項目。次に、実際に避難所の受付や要配慮者への対応、あるいは災害対策本部への報告や情報の収集と提供などを記載した開設という項目。そして、避難所のルールづくりや避難所運営委員会の設置や地域で担う運営班の役割などを記載した避難所運営のための体制づくりという4つの主な内容として記載し、万一の大規模災害時の避難場の開設、運営の事態に備えております。以上です。

○11番 西藤 典子君

最近の避難所、もう踏まえてあるのだと思いますけど、運営の方針といいますか主体は住民主体の防災ということになっているようですね。だから住民、いろんな具体的な仕事は全部防災組織の方が役員になってされるということで。それでないと今はもう対応できないと。災害の規模も大きくなってですね、町の職員の方はどんどん減っていますよね。できないから住民主体の防災ということが今言われているようですね。

ホームページにもちゃんと避難所運営委員会とかいうのがちゃんとあって、その下に町の避難所、施設管理者とか会長とか副会長とか何かそういうのがありますよね。

ちょっとですね、そういったことをやっぱり具体的に、やっぱり皆さんに知っていただいて、やっぱりいざというときに機能するようにしないといけないと思うのですけれども。その中で女性の参画がどう位置付けられているかというのを聞きたいのですけど。

2019年12月に防災訓練がありましたよね。私、参加したのですが、そのときに避難所運営委員会の町の避難所担当者として、そのときもう男性2人しか、三戸課長ともう一人名前は覚えておりませんが、いなかったから非常に気にかかったのですよね。

担当者、町の避難所担当者は、何名で女性は所属していらっしゃるのですか。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

はい。まず防災担当ということになりますと、安全安心係が担当しておりますけれども、その中には女性はおりません。

ただ、避難所を開設した場合にはまず中央公民館。それから、総合福祉センターそれぞれ避難所を開設した場合は女性職員もそこに従事するようにはしております。以上です。

○議長 星 正彦君

西藤議員。

○11番 西藤 典子君

ホームページを見たら女性を30%配置すると書いてなかったですかね。女性を30%配置するとか書いてなかったですかね。他の市のかもしれませんが。

やっぱり避難所というのは非常時だから、日常生活じゃないのだけど日常生活と同等にいろんな配慮が必要になってくるわけで、やっぱり女性っていうのは日頃そういった配慮に長けているというか、そういう女性はやっぱり多く配置してね、やっぱり今、何ですか町のあれには女性が入ってないということでしたけど、やっぱりこの意思決定の場に女性をやっぱり配置して、女性の気づき、そういったものを優先して、優先ちゅうかな非常に大事だと思うのですよ。そういうふうにもまた練り直していただきたいと思うしね。

それからやっぱり避難所でいろんな問題がありましてね。女性じゃないと相談できない問題がたくさんあると思うのですよ。だからそういう意味からもね、職員の方を初めとして女性をね、やっぱり配備する、そういう方向にぜひ持って行っていただきたいと思っております。女性の参画の配置は、位置づけとして目指すものはどういうことですかね。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

はい。西藤議員がおっしゃいましたように、女性参画の位置づけにつきましては令和元年度に策定しました。当初は避難所運営のための体制づくりの項目の中で運営委員会や運営班には男性、女性のどちらも参加し、多様な人の意見を取り入れられるようにしますという表現でしておりました。その後、令和2年の7月豪雨や台風10号、それから新型コロナウイルス感染症に対する対応、それと令和5年度に策定されました国の防災対応力を強化する女性の視点、男女共同参画からの防災復興ガイドラインというものが出されております。

これを踏まえて本年6月に、この内容を見直して現在のほうになっています。

現在見直した内容は、避難場運営では、子どもや高齢者、障がいのある人、妊産婦など要配慮者への配慮や女性への配慮が必要となることから、構成委員の少なくとも3割以上が女性となるように努めますという表現を具体的な数値目標を挙げて、ここを盛り込んで見直しております。

西藤議員がおっしゃいましたように自主防災組織ですので基本的には長期的な避難場運営については、それぞれ各自主防災組織を中心として各地元でその避難所の中で運営を設けていただきますので、そこにできるだけ女性の参画をお願いするという形を町としては働きかけをしていきたいというふうに思っております。以上です。

○議長 星 正彦君

西藤議員。

○11番 西藤 典子君

そういうことではあると思うんですけどね、やっぱり町としてね町職員を中心にして、そういう各防災組織に、こういう方針でやってくださいというような、ちゃんと伝達できる、そういう体制を作っておかないと、いざというときにはもうごちゃごちゃになってしまうのではないかなど。

私も、いつ対象者になるというかな、当事者になるかわからないということですね、非常に気になっております。

そういったことで、ぜひコロナで大変でしょうけど日頃からですね検討していただけたらと思います。

次の最後の質問に移らせていただきます。6月議会でも取上げました生理の貧困対策についてなんですが、そのあとですね内閣府の男女共同参画局が、そのときの5月に続きましてね、また8月に第2回の各自治体の生理の貧困対策を実施している各自治体の第2回調査をしまして、8月3日にそれは発表されたのですね。

実施自治体は255から約倍の581に広がっておりまして、生理用品の学校配備を明記している自治体が283自治体、うちトイレに配備しているというのが61自治体です。

そしてその中で公共施設や小中学校のトイレに生理用品を備えることで、自由に受け取れるようにしているということで工夫と効果の面で内閣府の男女共同参画局が評価しているわけですね。やっぱり、これ非常に重要だと私は思います。女性の健康や尊厳に関わる重要な問題として、今後ともぜひ検討をお願いしたいと思いますが、いかがでございますか。

○議長 星 正彦君

教育長。

○教育長 外園 哲也君

6月議会でも答弁いたしましたが、町内の小中学校では生理用品を保健室に準備しておりますので児童生徒は保健室に行けば配布されるようになっております。

このため、現時点では、学校のトイレに配置する考えはございません。

○議長 星 正彦君

西藤議員。

○11番 西藤 典子君

予算もつくとかいう動きもあるようですから、今後もぜひ検討を続けていただきたいとこう思っております。以上で質問終わります。

○議長 星 正彦君

以上で西藤典子議員の質問を終了します。

ここでしばらく休憩します。

休憩 13時50分

再開 13時59分

○議長 星 正彦君

会議を再開します。

次に、4番議員 宇田川亮議員の質問を許可します。

宇田川議員。

**○4番 宇田川 亮君**

4番。今回、一点に絞って質問させていただきます。

防災対策についてですが今議会の冒頭に令和3年8月11日からの大雨に関する報告と  
いうのを出していただいていますけれども、そして私が通告の中で7、8月って書いていま  
すけども7月ほとんど雨がなかったの、すみません、これ私の勘違いです。

ただ8月は1日からずっと雨が降っていてですね、それぞれ、11日以降の雨だけじゃな  
いんですよ、被害とかが。なので、8月全般の被害状況など、先日、渡していただいたそ  
の報告につけ加えて何か経過等、また被害状況等あるのだったら教えていただきたいと思  
います。

**○議長 星 正彦君**

町長。

**○町長 岡崎 邦博君**

この件につきましては、総務課長より答弁させます。

**○議長 星 正彦君**

総務課長。

**○総務課長 三戸 公則君**

はい。お答えします。今、宇田川議員のほうから7月については少ないということで、い  
ただきましたので、8月について答弁させていただきます。

まず、8月1日につきましては午後5時30分からの急な大雨でトライアル前の道路と  
中山北区周辺の道路が一時冠水しており中山北区周辺については地元自主防災組織と消防  
団にご協力をいただき、一時通行止め等の交通規制を行っております。

このときの降雨量は午後5時30分から6時までの約30分間で44ミリを観測してい  
ます。雨はその後小康状態となり、約1時間程度で道路の冠水は解消されており、この雨に  
よる被害はございません。

そして、8日8日、9日につきましては台風9号の影響によりまして、8月8日につつま  
しては69ミリ、8月9日につきましては42ミリの雨が降っております。

そして、議会初日にお配りいたしました8月11日からの大雨に関する報告の内容でお  
答えをさせていただきます。

8月11日水曜日未明から18日水曜日午前中までに降り続いた大雨では11日の総雨  
量が30ミリ、12日が63ミリ、13日が113ミリ、14日が174ミリ。15日は0  
ミリ。16日が9ミリ、17日が32.5ミリ。18日は警報が解除された午前10時44  
分までで0.5ミリとなっており、8日間の総雨量につきましては422ミリ、1時間当  
りの最大の降雨量は13日金曜日の午後5時から6時までで33.5ミリを観測しており

ます。

町の防災体制といたしましては、8月12日午前11時54分の大雨警報発令に伴い、災害警戒本部を設置し第1配備体制を整えるとともに中央公民館を自主避難所として開設しております。

その後13日午後5時7分に气象台から土砂災害警戒情報が発令され、警戒レベル3になったことから、同日午後6時10分に災害対策本部を設置し第2配備体制に移行するとともに高齢者等避難を発令しております。

高齢者等避難の発令に伴い中央公民館を自主避難所から避難所に切り替えるとともに午後7時から総合福祉センターを避難所として開設しております。

避難者は中央公民館に13世帯19人。総合福祉センターにグループホームみやびの入所者8名と職員の方2名及び一般の高齢者1名の11名と、駐車場に車中泊により1台が避難されております。

その後、8月15日未明から雨が小康状態になったことから午前9時10分に災害対策本部を災害警戒本部に引下げ総合福祉センターの避難所を閉鎖するとともに中央公民館を自主避難所に変更しております。

そして8月18日午前10時44分全ての警報が解除されたことにより災害警戒本部を解散しております。

この大雨による被害は上新橋区において3世帯が床下浸水、そして中本町区1世帯、中山北区3世帯においてトイレ槽の浸水被害が報告されております。

また13日夕方から15日にかけて六田川沿線の道路や中山北区周辺の道路が冠水し、各所で通行止め等の交通規制を行っております。以上でございます。

#### ○議長 星 正彦君

宇田川議員。

#### ○4番 宇田川 亮君

役場でわかっている範囲ではそういうふうなことなのですから。

私、北区なのですが、実はこの8月に道路冠水したのが4回あります。しかもこの11日以外で1日、8日、13日、21日と。この4回。よく浸かるのが旧馬場医院前。そして同時に鳥功商事の前というのがよく浸かるのですけれども、8月1日はこれ日曜日の午後、夕方だったので、もう一気に雨が降って馬場医院の前で大体一番深いときにもう50センチぐらい浸かりました。慌てて、ちょうど日曜日だったこともあって北区の自主防災組織の役員がほぼ、その組織の中身なのですから、慌ててすぐ浸水したもので、傘を持って手を振って道路が冠水しているから車をとめて迂回してくれと。コーンをする前に、そういうことで対応をとってきたわけですが。道路が冠水した中を車が通ると車の故障にもつながるかもしれませんけども、それによって波が起きて家のほうに水が来るもので、そっこのほうに被害を及ぼしますから。

そういう形でその日は119番にも連絡して対応もしてもらったわけですが、警察



も見には来ていました。そのときは。

そして、8月8日の日ですけれども、この日が午後2時過ぎ、2時半ぐらいだったかな、にまた雨が降って、この日は鳥功商事の前が先に浸かって、そして馬場医院の前の南から出てくるところが藺牟田の用水路ですね。あその部分が浸かったもので、そっちのほうだけまずちょっとコーンをして車が通らないように。それと鳥功商事の前にコーンを置いたわけですけども、すぐに水がある程度引いたもので見に行って、鳥功商事の前を見に行ったら、もう片側通行できるだろうという形で、少し外していたら、ちょうどミニパトの交番のお巡りさんが2人来られていて、第一声、そんなコーンを置いてもらったら困ると。道交法違反になりますと。あなたたちが悪いですと。

車が通って故障したり運転手が事故にあったらどうするのですかと聞いたら、それは運転手の責任ですというふうに警察が答えるわけですよ。じゃあ雨が降ってここはいつも浸かるのでどうしたらいいですかって言ったら、それは全て役場の責任ですから、役場に伝えてくださいと。その日まだ雨が降る予定だと、そういうふうな予報がありましたので、道路のわきにコーンとバーを置いて、またその雨が降ったらすぐ見に行こうと。自主防のほうではそういうふうな体制をとろうとしていたのですけども、それも全部撤去してくださいと警察からも言われたもので、じゃあ私たち防災組織つくってありますけど役場とも連携してやっていますけども、このコーンも役場から借りたコーンですということも伝えてやりましたけど、私達自主防災組織として何もできないじゃないですかと言いましたら、もう全て役場で対応してもらってください、というような返答だったんですよ。その後13日に雨が降りました。この日も浸かりました。21日も浸かりました。でも、私たちはもうそれこそ消防なり役場のほうに連絡して、もうあとはもう何もできないと。

自主防災組織として一応総会も毎年やってですね、こういうところにこういうふうに対応しようと。役場とも連携してやろうとしていましたけど、警察からそう言われて、もしそのコーンがあって車がそれにぶつかって事故でも起こしたらあなたたちの責任ですというふうに言われましたので、私たちも何もできません。ということで役場のほうにもちょっとお話ししたわけですけども。その後、ちょっと対応はしていただいたと思うんですが、その対応も含めて、ちょっと、関係機関、消防なり警察と、どういう連携とられているのかっていうのをまず教えていただきたいと思います。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

お答えします。まず、この大雨の際に旧馬場医院前付近の町道につきましては、中山北区自主防災組織の方々に歩道や車両等の浸水被害を未然に防ぐために、いち早く現地を確認して町へ報告をしていただいた後、冠水箇所の交通規制等を行っていただいております。

これは行政だけではなく、行政だけでは対応が難しい初動活動へのご協力に大変感謝をしているところでございます。

今、宇田川議員がご質問の警察との連携につきましては、報告は受けております。

このことにつきましては、町から中山北区自主防災組織に対して、発生時には交通規制等にご協力をいただいているという情報が警察のほうに伝わっておりませんでした。このことにつきましては大変ご迷惑をおかけしたところでございます。

その後、直方警察署を通じまして県警本部と協議をしていただきまして、これまでどおり町と自主防災組織が協力して交通規制等の初動活動を行うことにつきましては問題はないということで、確認をとらせていただいております。

今後も災害を未然に防ぐために自主防災組織のご協力が不可欠と感じておりますので、今後も活動がスムーズに行っていただけるよう町として、警察を初め消防署や消防団などとの関係機関と連携を密にしていきたいと思います。以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

先ほども説明しましたがけれども、8月1日の日に馬場医院前が浸かって、そのときに消防と消防団の方も来ていただきました。

そのときにすぐ通行止めしようということでしたけど、そのとき警察も来ていたのですよ。その交番のお巡りさんも。実際その場も見てやっているにも関わらずその1週間後の日曜日に、そういった対応されるので、ちょっともうみんな、言い方悪いかもしれませんが頭に来ているんですね。せっかく、住民のために未然に減災といいますか、災害を少しでも小さくするために頑張っているのに、そういうことをいきなりガツンと言われたらですね、もうどうしようもないわけですよ。役場とも連携してやっていますと言ってもそれも聞かないわけですから。

これはねもう重々伝えていただきたいと。伝えていただいているんでしょうけども、思います。各地域においても自主防災組織、各行政区において作られてあると思いますけども、そこそこにおいて、やっぱり災害の形態だとか、大きさ等は違うと思うのですよね。

そこそこの実情もあって、防災組織が自主防が動いてあると思うんですけれども、そこでの連携と全体の、今回の個別的な問題じゃなくても、全体の消防、警察機関等との連携を、どうとられていかれるのかをまず教えてください。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

はい。まず自主防災組織につきましては現在、町内の42の自治会において自主防災組織が作られております。

この42の自主防災組織のほうで、まず先ほどは西藤議員からもご質問がありました避難行動要支援者名簿の整備につきましてはご協力をいただいて、全ての組織にご協力いただいて、該当する方々の名簿を配付させていただいております。

しかし、平常時あるいは災害時を想定して町や関係機関と連携しながら実際に活動をされている自主防災組織はまだまだ少ない状況でございます。

先ほど申しましたように、今後、災害を未然に防ぐためには、やはり自主防災組織の方々のご協力が必要でございますので、町としても積極的に防災訓練等の実施もしながら自主防災組織との連携を深めていきたいと思っております。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

はい、その辺はぜひよろしくお願いします。

最後にちょっともう一つだけ、要望といいますか個別の案件があるんですけども、馬場医院の前もしょっちゅう浸かるのですよ。8月も4回浸かりましたけども通行止めしたときに消防の方も言われていましたけど、以前あそこはサイホン方式っていいですか、新川の下をくぐって六田川に流れるようになっています。だから六田川が満水になれば、もうあそこは必然的に浸かるのですよね。もうそういう形になっているわけですけども。

ただ以前、新川に余裕があるときはポンプでそっちに流したこともありますという話も聞きましたので、ぜひ、それは、どこかの行政の判断になると思えますけれども、そういった判断が近々にできると。またポンプの活用とかも、できるようなことをぜひしていただきたいというふうに思いますが、その点、町長お願いします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

馬場医院前がしょっちゅう浸かることについては私も承知をしておりますし、その原因についても、い牟田川水路がサイホンになって新川の下をくぐって六田川のほうに流れているというようなことから、それ自体が流速を阻害する要因にもなっていますし、なかなかスムーズな水の流れを阻害しているということで、馬場医院の前が浸かるという状況は承知をしております。

以前、私もこのことについては、まだ議員でしたが行政に対してですね、何とかならないかというようなことで要望した経緯もあります。その際にやはり水利関係でありますので、水利委員、また農業関係の営農組合等の関係で、やはり水問題というのは非常に農業と密接に関わっていることでもあります。その辺の整理が必要ではないかというようなこともありました。

ただサイホン自体が、やはりここの水害のですね、1番大きな原因になっているというようなこともありますので、今後は農業委員さんも含めて、あそこの営農組合また水利委員の皆さんにも、この現状を踏まえて、ご相談することも必要かなとは考えています。

それが早急な対応になるかどうかということにつきましては、今ここでなかなかお答えしづらいところもありますので、その辺はご理解いただきたいというふうに思います。

○議長 星 正彦君

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

根本的な解決方法については、これも急いでいただきたいと思うのですが、先ほど言いましたようにその対処ですよ。そのときの対処として一度そのポンプで新川に流したことはあると、冠水しているときにですね。そういうこともあったので、そういうときに緊急的に対応できるように根本的な解決が済むまでは、そういう対応もぜひしていただきたいと思いますので、すいませんもう一度だけ答弁してください。

○町長 岡崎 邦博君

私自身はポンプを使って流していたというようなことは承知をしておりますでした。このことについては安全安心係または建設課と検討して対応できるものについては対応していきたいと思います。

○議長 星 正彦君

以上で、宇田川亮議員の質問を終了します。

これで全ての一般質問を終わりました。

この際、休会についてお諮りします。

明日7日を休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって明日7日を休会とすることに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 14時22分

令和3年鞍手町議会第6回定例会会議録（第3号）						
令和3年9月8日						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会日時 及び宣告	開 会 開 議				議 長	
	令和3年9月8日 午後1時00分				星 正 彦	
	閉 会 開 議				議 長	
	令和3年9月8日 午後1時50分				星 正 彦	
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	添 田 政 勝	出 欠	1 1	西 藤 典 子	出 欠
	2	野 口 美 恵 子	出 欠	1 2	的 野 信 之	出 欠
	3	田 中 二 三 輝	出 欠	1 3	須 山 由 紀 生	出 欠
	4	宇 田 川 亮	出 欠			
	5	新 谷 留 晴	出 欠			
	6	篠 原 哲 哉	出 欠			
	7	星 正 彦	出 欠			
	8	有 働 徳 仁	出 欠			
	9	栗 田 美 和	出 欠			
10	許 斐 英 幸	出 欠				
出席	13人					
欠席	0人					
欠員	0人					
会議録署名 員	5	新 谷 留 晴		6	篠 原 哲 哉	

職 務	議会議務 局長	武 谷 朋 視	出 欠	議会議務 局次長	長 浦 良	出 欠
地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名	町 長	岡 崎 邦 博	出 欠	副町長	浅 野 彩	出 欠
	教育長	外 園 哲 也	出 欠	会計課長	友 澤 和 子	出 欠
	総務課長	三 戸 公 則	出 欠	建設課長	柴 田 隆 臣	出 欠
	福祉人権 課 長	芝 野 英 和	出 欠	政策推進 課 長	高 橋 奈 美 江	出 欠
	税務住民 課 長	藤 原 光 徳	出 欠	地域振興 課 長	立 石 一 夫	出 欠
	農政環境課長 兼農業委員会 事務局長	大 村 俊 夫	出 欠	上下水道 課 長	原 敏 勝	出 欠
	保険健康 課 長	梶 栗 恭 輔	出 欠	教育課長	古 後 憲 浩	出 欠
議 事 日 程	別 紙 の と お り					
付 議 事 件	別 紙 の と お り					
会 議 経 過	別 紙 の と お り					

## 令和3年第6回鞍手町議会定例会議事日程

9月8日 午後1時開議

### 第3号

- 日程第1 議案第66号 鞍手町過疎地域持続的発展計画の策定
- 日程第2 議案第67号 鞍手町過疎地域自立促進特別事業基金条例の一部を改正する条例
- 日程第3 議案第68号 鞍手町ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第69号 鞍手町税条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第70号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第71号 令和3年度鞍手町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第7 議案第72号 令和3年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第8 議案第73号 令和3年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第9 議案第74号 令和3年度鞍手町住宅新築資金等特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第75号 令和3年度地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第76号 令和3年度鞍手町下水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第77号 令和2年度鞍手町一般会計歳入歳出決算認定
- 日程第13 議案第78号 令和2年度鞍手町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第14 議案第79号 令和2年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第15 議案第80号 令和2年度鞍手町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第16 議案第81号 令和2年度鞍手町住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第17 議案第82号 令和2年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第18 議案第83号 令和2年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第19 議案第84号 令和2年度地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第20 議案第85号 令和2年度鞍手町水道事業会計決算認定
- 日程第21 議案第86号 道路改良事業 本町・今村線道路改良工事請負契約の締結
- 日程第22 議案第87号 鞍手町道路線の認定

令和3年9月8日（第3日）

開議 13時00分

○議長 星 正彦君

これから本日の会議を開きます。

本日の会議には、3番議員 田中二三輝議員から体調不良のため、欠席の届出がありましたので報告します。

これより日程に入ります。日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1 議案第66号 鞍手町過疎地域持続的発展計画の策定を議題とします。

質疑ありませんか。

有働議員。

○8番 有働 徳仁君

時代の流れで仕方ないのかなとちょっと思っているんですが、この過疎地域に指定されてメリットデメリットを教えていただけたらなと思います。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 高橋 奈美江君

過疎地域に指定されたことにおいて、過疎対策事業債という有利な財源を、起債を起こすことができます。以上です。

○議長 星 正彦君

有働議員。

○8番 有働 徳仁君

この5頁にもあるように、人口減少はもう仕方ないのかなとは思っていますが、過疎地域ありきではなく、脱却っていうか、人口減るのは本当に仕方ないと思うんですけど、そこを何とか鞍手町は食いとめていかないといけないと思っているんですが、その中で今までどのような対策や取組みをしてきたのか教えてください。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 高橋 奈美江君

はい。まず、今回議員のほうが言われましたように、今回の過疎対策計画につきまして、過疎地域からの非過疎地域になることを目指すことということが第1条件となっております。今おっしゃいました、これまでどのような事業を行ってきたかという内容なんですけれども、今回の過疎計画に掲げさせていただいております道路整備や施設の改修等に財源を、過疎対策事業債を発行して行っております。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑ありませんか。

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

今回、過疎地域自立促進から、持続化っていう形に名称はまず変わったんですけども、その法律の中身で、大きく変わったような部分があれば教えていただきたい。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 高橋 奈美江君

お答えいたします。まず、旧過疎法と新過疎法の大きな違いは、過疎地域指定の要件が変更になったこととなります。これまで人口要件の数値として使用されていた基準年や、財政力要件が改められております。これまで人口使用基準年は昭和35年でございましたが、これが昭和50年に改められております。また、財政力要件につきましては、平成8年度から10年度までの3か年、0.42以下が平成27年度から令和元年度の3年間、0.51以下と改められております。これが大きな違いとなります。そのほかに、過疎計画の策定においても、6つの改正点がございます。

1つ目は、先ほど申し上げました、過疎地域から非過疎地域となることを目指すこと。

2つ目に、地域の持続的発展に向けて実効性のある計画となるよう、人口目標や各分野の目標を設定すること。

3つ目は、達成状況の評価時期及び手法を定め、PDCAサイクルに基づく効果検証を行うこと。

4つ目は、減価償却の特例及び地方税の課税免除または不均一課税に伴う措置を適用する場合は、産業振興促進事業を記載すること。

5つ目は、公共施設等総合管理計画と適合すること。

6つ目が過疎計画策定に当たっては、有識者会議もしくはパブリックコメント等の手法を用いることとされております。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

はい。わかりました。前過疎法との比較、私もちょっとネットで調べてみたけど、長すぎて。簡潔によくわかりました。ありがとうございます。

それで、過疎債を借りる時、起債する時に、これまで100%充当をして、70%地方交付税で返ってくるということでしたが、それに、関しては変わりがないのかどうかというのと、過疎債を借りる条件が、これまでと大きく変わったりとか、先ほどの説明にも少しありましたけども、もしあればうちの事業と絡めて、教えていただけたらと思います。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 高橋 奈美江君

はい。まず、過疎債の充当率については先ほど議員がおっしゃいましたように、100%で、普通交付税で70%が措置されております。それから、具体的に事業のどういったものが対象になるのかっていうところは、ほぼ変わっておりませんが、先ほど申しました公共施設等総合管理計画との適合が要件というふうになっておりますので、必ずその要件を満たさないと、過疎債の発行ができないということになります。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑ありませんか。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案66号は、総務文教委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第66号は総務文教委員会に付託することに決定しました。



次に、日程第2 議案第67号 鞍手町過疎地域自立促進特別事業基金条例の一部を改正する条例を議題とします。  
質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
ただいま議題となっています議案第67号は、総務文教委員会に付託したいと思います。  
ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第67号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第3 議案第68号 鞍手町ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例を議題とします。  
質疑ありませんか。

西藤議員。

○11番 西藤 典子君

このように改正することによって、なぜふるさと応援の寄付を促進することになるのでしょうか。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 高橋 奈美江君

今回の鞍手町ふるさと応援基金条例の改正につきましては、ふるさと納税に係る返礼品の経費を、これまでは一般財源で対応しておりましたので、この分につきましては、寄附額を充当するというふうな形での改正となっております。それに伴って寄附の促進をつなげるということではなく、一般財源の持ち出しをなくするというふうな意味での今回は改正となります。以上です。

○議長 星 正彦君

いいですか。

他に質疑ありませんか。

有働議員。

○8番 有働 徳仁君

これ6月も一般質問したんですけど、今の西藤議員へのお答えで理解ができました。で、返礼品だけになるのか。今郵便局とかに委託されていると思うんですけど、そちらのほうも踏まえての話なのか、その辺をお答えください。

○議長 星 正彦君

政策推進課長

○政策推進課長 高橋 奈美江君

お答えいたします。ふるさと納税の経費につきましては、寄附額の5割を見込んでおります。今回の補正予算にも、歳出額の基金積立金を、1億2,000万ほど減額させていただいておりますが、ふるさと納税の経費は、まず返礼品が寄附額の3割以内、それから配送料、委託料等を含みまして、5割というふうに定めさせていただいております。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

この寄附金自体は、寄附された方が使途を指定して、寄付されてあるんですけども、これが今まで寄附した額を基金に積立てて、その使途に応じた使い方をされてありましたけども。ただ返礼品に関しては、一般財源で対応してきた。今度その基金にはもう入れないで、そのまま返礼品に使うということになったら、その使途を指定したことにちょっと矛盾が生じるんじゃないだろうかというふうに感じますけども、その点については。

○議長 星 正彦君

政策推進課長

○政策推進課長 高橋 奈美江君

ただいまの宇田川議員のご質問なんですけれども、まず寄付者の方が使途を指定されません。それが1番から6番まで、それから全く指定をされない方がいらっしゃいます。この指定をされない方が結構今は、半数以上いらっしゃいますので、その部分につきまして返礼品等々に充てていこうと。これまでどおり残りの5割の部分につきましては、基金のほうに積立てを行います。積立てに行いまして、翌年度以降の財源に使途を指定された事業に対して、充当をかけていこうというふうに考えておりますが、なかなか財政上厳しいところがありますので、ある程度必要な事業に財政状況を見ながら、充てていくというふうな形で考えております。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

使途を指定されない方も多数おられるということですけども、指定はしなくても、返礼品に使ってくださいよっていう指定の仕方はないと思うので、その辺がどうなのかなというふうに感じるんですよね。寄附金、例えば1万円したら1万円全額が指定した使い道に使ってもらえるんだろうという、寄附者はそういうふうに思うはずなんですよね。だけど、そのうちの3割なり5割なりが返礼品なり、事務費なり、そういうのに使われるということについては、寄付者が納得するような形の使い道が必要だろうというふうに思いますけども。その点どう理解をしていただくのかっていうのを教えてください。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 高橋 奈美江君

現在も、寄付者の方が使途を指定されましたら、その内容については、翌年度に必ず公表するというような形をとっています。広報やホームページでこんな事業に使いましたよと、使途については報告をさせていただいておりますので、できるだけその部分については、今後も調整しながら誠意を尽くしたいと思います。確かに宇田川議員がおっしゃるようなご意見もあるかと思うんですけど、実は今回についても、現在で1億1,000万以上の寄付をいただいております。その中で、どうしても一般財源を使ってしまうと、財調のほうから繰入れをしていかなくちやいけないというふうな形になって、これがずっと続いていけば財調をずっとその分取崩していくという形にもなりますので、今回については、寄付をいただいた中で運用させていただければなど。他の自治体についても、こういうふうな形で運用されているところが多くございますので、鞍手町についてもそういうふうな方向でさせていただければと思います。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑ありませんか。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第68号は、総務文教委員会に付託したいと思います。  
ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第68号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第4 議案第69号 鞍手町税条例の一部を改正する条例を議題とします。  
質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第69号は、総務文教委員会に付託したいと思います。  
ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、議案第69号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第5 議案第70号鞍手町工場等設置奨励に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第70号は、民生産業委員会に付託したいと思います。  
ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第70号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第6 議案第71号 令和3年度鞍手町一般会計補正予算第4号を議題とします。まず歳出より、質疑をお受けします。補正予算に関する説明書の20頁をお開きください。

1款 議会費及び2款 総務費について、20頁から29頁まで質疑ありませんか。

添田議員。

○1番 添田 政勝君

23頁。先ほど出ていましたけど、ふるさと納税推進費。これ1億2,500万円全額を返礼品等の経費に充てるということでしょうか。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 高橋 奈美江君

はい。そのとおりでございます。

○議長 星 正彦君

添田議員。

○1番 添田 政勝君

そしたら基金の残高っていうのはいくらになりますか。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 高橋 奈美江君

はい。まず令和3年度については、2億5,000万の寄附を見込んでおります。それから、ふるさと納税の現在の基金の現在高は、5,623万8,745円です。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑ありませんか。次に進みます。

3款 民生費及び4款 衛生費について28頁から39頁まで、質疑ありませんか。添田議員。

○1番 添田 政勝君

33頁。子育て短期支援事業費、内容を具体的に教えてください。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 芝野 英和君

はい。お答えいたします。子育て短期支援事業につきましては、子ども子育て支援法第59条に規定される、地域子ども子育て支援事業の一つでございます。保護者の疾病や、その他の理由により家庭において、養育を受けることが一時的に困難になった児童を児童養護施設、その他の施設に入所させ、必要な保護を行うものでございます。鞍手町につきましては、未就学児は鞍手乳児院、小学生については、報恩母の家のほうに委託をしております。宿泊が基本となりますショートステイ、それと夜間の預かりであるトワイライトステイがあります。委託料から、所得要件に基づく利用者負担額を差し引いた額を、委託先へ支払いを行います。以上でございます。

○議長 星 正彦君

他に質疑ありませんか。

西藤議員。

○11番 西藤 典子君

35頁 4款 2項の子ども医療対策費というのは具体的にどのようなものですか。

○議長 星 正彦君

保険健康課長。

○保健健康課長 梶栗 恭輔君

はい。お答えいたします。子ども医療対策費につきましては、現在福岡県も行っておりますが、中学生以下を対象とした、医療費にかかる事業費をこの対策費で賄っております。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑ありませんか。次に進みます。

6款 農林水産業費から8款 土木費について38頁から49頁まで質疑ありませんか。次に進みます。

10款 教育費から12款 公債費について、48頁から55頁まで質疑ありませんか。宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

12款の公債費で、利率が下がったんでしょけども、この中身について具体的に教えてください。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 高橋 奈美江君

この分につきましては、平成22年に10年ごと利率見直し方式で借入れました臨時財政対策債が10年を経過し、利率が見直されました。本町におきましては、元利均等方式で借入れているため、元金と利子の合計は下がりますが、その内訳として、元金が増加し利子は元金の増加以上に減少しています。このため、利息減に伴う元金の追加、利子については減額を行っております。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑ありませんか。

これで歳出を終わります。次に歳入に入ります。10頁をお開きください。歳入は一括して質疑をお受けします。

10頁から19頁について、質疑ありませんか。

西藤議員。

15頁の18款 一般寄付金とありますが、これはどういう内容でしょうか。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 高橋 奈美江君

一般寄附金につきましては、一般の企業等々から寄附を受けたというふうな形になるんですけども、今回2件の寄附をいただいております。1件については、公表を控えさせていただきますと思いますが、もう1件につきましては、タカラスタンダードが50周年記念ということで、鞍手町に寄附をいただいております。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑ありませんか。

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

19頁。過疎地域指定されたことによって、過疎債が起債できるようにはなりました。今予定してある、過疎債の追加分はこれで全てでしょうか。わかりますか。今後何かありますか。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 高橋 奈美江君

今回につきましては、令和3年度の予算の中での過疎債の振替というふうな形で財源更正を行っております。この分につきましては、庁舎、道路の分とかになります。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

それじゃ、庁舎建設に関わるものも入っていると。関連事業もあると思いますけども、今全体の総工費が、ちょっと高すぎるといような意見もありますけれども、この過疎債を追加したことによって、その町の負担がいくらかでも減るのか。減るとすればどのくらい減るのかっていうのを教えていただきたい。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

はい。今回の補正につきましては、先ほど政策推進課長が申しましたように、当初予算で公共施設等整備基金のほうから、一旦財源を充てて、そして今回過疎地域に指定されたということで、そこを組替えておりますので、メリットとすれば、過疎になりましたので、充てた分の70%は交付税措置がされるということになるかと思えます。

○議長 星 正彦君

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

今、課長言われたことはわかりますけども、だから100%起債ができて、70%地方交付税で返ってくる有利な過疎債に変えられたわけですけども、それによって町の負担がどのくらい庁舎建設に変わって減るのかっていうのを額がわかれば教えていただきたい。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

はい。すいません。この場で具体的な数字の積算はまだできておりません。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑ありませんか。これで歳入を終わります。

それでは、歳入歳出全般について質疑ありませんか。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第71号は、総務文教委員会に付託したいと思えます。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第71号は、総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第7 議案第72号 令和3年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算第2号を議題とします。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第72号は、民生産業委員会に付託したいと思えます。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第72号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第8 議案第73号 令和3年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号を議題とします。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第73号は、民生産業委員会に付託したいと思えます。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第73号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第9 議案第74号 令和3年度鞍手町住宅新築資金等特別会計補正予算第1号を議題とします。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第74号は、民生産業委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第74号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第10 議案第75号 令和3年度地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計補正予算第1号を議題とします。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第75号は、総務文教委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第75号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第11 議案第76号 令和3年度鞍手町下水道事業会計補正予算第1号を議題とします。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第76号は、総務文教委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第76号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第12 議案第77号 令和2年度鞍手町一般会計歳入歳出決算認定を議題とします。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第77号は、議長を除く議員12名で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、議案第77号は議長を除く議員12名で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定しました。これより委員長副委員長の互選のため、しばらく休憩します。

休憩13時30分

再開13時34分

○議長 星 正彦君

会議を再開します。

特別委員会正副委員長の互選の結果を局長より報告いたします。

○議会事務局長 武谷 朋視君

それではご報告いたします。

委員長に許斐英幸議員。

副委員長に篠原哲哉議員。以上でございます。

○議長 星 正彦君

以上のように決定しました。

次に進みます。

日程第13 議案第78号 令和2年度鞍手町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定を議題とします。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第78号は、民生産業委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第78号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第14 議案第79号 令和2年度 鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計歳入歳出決算認定を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第79号は、民生産業委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第79号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に日程第15 議案第80号 令和2年度鞍手町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第80号は、民生産業委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。



(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第80号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第16 議案第81号 令和2年度鞍手町住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第81号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第81号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第17 議案第82号 令和2年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定を議題とします。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第82号は、総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第82号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第18 議案第83号 令和2年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計歳入歳出決算認定を議題とします。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第83号は、民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第83号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第19 議案第84号 令和2年度地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計歳入歳出決算認定を議題とします。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第84号は、総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第84号は総務文教委員会に付託することに決定しま

した。

次に、日程第20 議案第85号 令和2年度鞍手町水道事業会計決算認定を議題とします。

質疑ありませんか。

西藤議員。

○11番 西藤 典子君

18頁のところですが、職員に関する事項というのがありますが、定数は15になっておりますのに、令和2年も令和3年も、7となっておりますが、定数の半分ということで、これでよろしいのでしょうか。

○議長 星 正彦君

上下水道課長。

○上下水道課長 原 敏勝君

お答えいたします。これは浄水場の運営を外部委託したので、職員が変わっております。

○議長 星 正彦君

他に質疑ありませんか。

西藤議員。

○11番 西藤 典子君

23頁、業務量のところを見ましたら令和2年と元年度の比較がしてあるんですけど、人口は減っている。戸数も減っている。給水栓数も減っているんですが、年間配水量はかなり増えておまして1か月の平均配水量も増えて、年間給水量をも増えていて、1か月平均給水量こういったの増えているんですが、年間有収水量率というのはちょっと減っているというのはこれは漏水しているということなんですか。

○議長 星 正彦君

上下水道課長。

○上下水道課長 原 敏勝君

はい。漏水とか火事とかによる収入にならない水量です。

○議長 星 正彦君

西藤議員。

○11番 西藤 典子君

もう一つ。25、6頁のところにあるんですけども、事業費に関するところ、水道事業費用というところの6のところですが、元年と比較すると、ずっと減っているんですけど、この6の資産減耗費というのが、増えておりますよね。ちょっとこれはやっぱり、施設全体が老朽化しているということなんですか。

○議長 星 正彦君

上下水道課長。

○上下水道課長 原 敏勝君

はい。資産の取得年度と、減耗の関係でこういう結果になっています。

○議長 星 正彦君

他に質疑ありませんか。

これで質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第85号は、総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第85号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第21 議案第86号 道路改良事業 本町・今村線道路改良工事請負契約の締結を議題とします。

質疑ありませんか。

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

請負契約については別にありませんけども資料の平面図見たら、工事の内容がちょっとよくわからないんですよ。例えば右折レーンを造ってとか、左折レーン造るとか、歩道をどうするのかというのが具体的にわかれば教えていただきたいと思います。

○議長 星 正彦君

建設課長。

○建設課長 柴田 隆臣君

はい。お答えをいたします。この工事につきましては、昨年度から着手しております町道今村道路改良工事の2工区ということになります。工事の路線延長は、セブンイレブン前から中央公民館入り口を過ぎまして、トライアル東入り口付近の194mになります。工事の内容につきましては、1工区と同様、道路及び歩道の拡幅、交差点の改良工事を行うこととしております。また、交通渋滞対策といたしまして、これも1工区と同様にセブンイレブン側から来られます右折車両が渋滞の要因というふうに考えられますので、これについては右折車の待機スペースを造るようしております。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

南側に用水路がありますよね。川。あそこを潰してっていうか蓋をして、あそこを歩道にしてまた、延長ですから、そこはまた広げるということになるんでしょうか。

○議長 星 正彦君

建設課長。

○建設課長 柴田 隆臣君

はい。お答えいたします。これも1工区と同様に、今既存の水路の上に1工区では、蓋をずっとかけてきまして、歩道を広げております。2工区につきましても、同様に蓋をかけまして、歩道の確保を行ってまいります。

○議長 星 正彦君

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

それで今1工区終わって2工区に取りかかろうとしているわけですけども、どこまでの工事をされるのですか。本町・今村線のどこまでされるのですか。

○議長 星 正彦君

建設課長。

○建設課長 柴田 隆臣君

はい。これは2工区までの工事となっております。3工区4工区の予定はございません。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。  
これで質疑を終わります。ただいま議題となっています議案第86号は、総務文教委員会に付託したいと思います。  
ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第86号は総務文教委員会に付託することに決定しました。  
次に、日程第22 議案第87号 鞍手町道路線の認定を議題とします。  
質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
ただいま議題となっています議案第87号は民生産業委員会に付託したいと思います。  
ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第87号は民生産業委員会に付託することに決定しました。  
この際、休会についてお諮りいたします。  
明日9日から14日までの6日間は、委員会審査のため休会としたいと思います。  
ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって明日9日から14日までの6日間は委員会審査のため休会とします。  
以上で、本日の日程は全部終了しました。本日はこれをもって散会します。

閉会13時50分

令和3年鞍手町議会第6回定例会会議録（第4号）						
令和3年9月15日						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会日時 及び宣告	開 会 開 議				議 長	
	令和3年9月15日 午後1時00分				星 正 彦	
	閉 会 開 議				議 長	
	令和3年9月15日 午後1時56分				星 正 彦	
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	添 田 政 勝	出 欠	1 1	西 藤 典 子	出 欠
	2	野 口 美 恵 子	出 欠	1 2	的 野 信 之	出 欠
	3	田 中 二 三 輝	出 欠	1 3	須 山 由 紀 生	出 欠
	4	宇 田 川 亮	出 欠			
	5	新 谷 留 晴	出 欠			
	6	篠 原 哲 哉	出 欠			
	7	星 正 彦	出 欠			
	8	有 働 徳 仁	出 欠			
	9	栗 田 美 和	出 欠			
10	許 斐 英 幸	出 欠				
出席	13人					
欠席	0人					
欠員	0人					
会議録署名 議員	5	新 谷 留 晴		6	篠 原 哲 哉	

職 務	議会議務 局長	武 谷 朋 視	出 欠	議会議務 局次長	長 浦 良	出 欠
地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名	町 長	岡 崎 邦 博	出 欠	副町長	浅 野 彩	出 欠
	教育長	外 園 哲 也	出 欠	会計課長	友 澤 和 子	出 欠
	総務課長	三 戸 公 則	出 欠	建設課長	柴 田 隆 臣	出 欠
	福祉人権 課 長	芝 野 英 和	出 欠	政策推進 課 長	高 橋 奈 美 江	出 欠
	税務住民 課 長	藤 原 光 徳	出 欠	地域振興 課 長	立 石 一 夫	出 欠
	農政環境課長 兼農業委員会 事務局長	大 村 俊 夫	出 欠	上下水道 課 長	原 敏 勝	出 欠
	保険健康 課 長	梶 栗 恭 輔	出 欠	教育課長	古 後 憲 浩	出 欠
議 事 日 程	別 紙 の と お り					
付 議 事 件	別 紙 の と お り					
会 議 経 過	別 紙 の と お り					

## 令和3年第6回鞍手町議会定例会議事日程

9月15日 午後1時開議

### 第4号

- 日程第1 議案第77号 令和2年度鞍手町一般会計歳入歳出決算認定 (決算特別委員長報告)
- 日程第2 議案第82号 令和2年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定  
(総務文教委員長報告)
- 日程第3 議案第84号 令和2年度地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計歳入歳出決算認定  
(総務文教委員長報告)
- 日程第4 議案第85号 令和2年度鞍手町水道事業会計決算認定 (総務文教委員長報告)
- 日程第5 議案第78号 令和2年度鞍手町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定  
(民生産業委員長報告)
- 日程第6 議案第79号 令和2年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計歳入歳出決算認定  
(民生産業委員長報告)
- 日程第7 議案第80号 令和2年度鞍手町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定  
(民生産業委員長報告)
- 日程第8 議案第81号 令和2年度鞍手町住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定  
(民生産業委員長報告)
- 日程第9 議案第83号 令和2年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計  
歳入歳出決算認定 (民生産業委員長報告)
- 日程第10 議案第66号 鞍手町過疎地域持続的発展計画の策定 (総務文教委員長報告)
- 日程第11 議案第67号 鞍手町過疎地域自立促進特別事業基金条例の一部を改正する条例  
(総務文教委員長報告)
- 日程第12 議案第68号 鞍手町ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例 (総務文教委員長報告)
- 日程第13 議案第69号 鞍手町税条例の一部を改正する条例 (総務文教委員長報告)
- 日程第14 議案第71号 令和3年度鞍手町一般会計補正予算 (第4号) (総務文教委員長報告)
- 日程第15 議案第75号 令和3年度地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計補正予算 (第1号)  
(総務文教委員長報告)
- 日程第16 議案第76号 令和3年度鞍手町下水道事業会計補正予算 (第1号)  
(総務文教委員長報告)
- 日程第17 議案第86号 道路改良事業 本町・今村線道路改良工事請負契約の締結  
(総務文教委員長報告)
- 日程第18 議案第70号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例の一部を改正する条例  
(民生産業委員長報告)

- 日程第19 議案第72号 令和3年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）  
(民生産業委員長報告)
- 日程第20 議案第73号 令和3年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）  
(民生産業委員長報告)
- 日程第21 議案第74号 令和3年度鞍手町住宅新築資金等特別会計補正予算（第1号）  
(民生産業委員長報告)
- 日程第22 議案第87号 鞍手町道路線の認定 (民生産業委員長報告)
- 日程第23 決議第1号 鞍手町議会議場に国旗及び町旗の設置を求める決議
- 日程第24 意見書第1号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書
- 日程第25 閉会中の継続事件

令和3年9月15日（第4日）

開議 13時00分

○議長 星 正彦君

これから、本日の会議を開きます。

日程は、お手元に配付のとおりです。

これより日程に入ります。

日程第1 議案第77号を議題とします。

本案は決算特別委員会に付託していただきましたので、決算特別委員長の審査報告を求めます。  
許斐決算特別委員長。

○10番 許斐 英幸君

決算特別委員会の議案審査報告をいたします。

議案第77号 令和2年度鞍手町一般会計歳入歳出決算認定であります。

本委員会は9月8日付託された上記の議案を審査の結果、原案を認定すべきものと決定しましたので会議規則第76条の規定により報告いたします。

○議長 星 正彦君

これから委員長報告に対する質疑を行います。

議案第77号について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。議案第77号について討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第77号 令和2年度鞍手町一般会計歳入歳出決算認定を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（「挙手」多数）

挙手多数です。よって議案第77号は委員長報告のとおり認定されました。

次に日程第2 議案第82号から日程第4 議案第85号までの3件を一括して議題とします。

本案は総務文教委員会に付託していただきましたので総務文教委員長の審査報告を求めます。

篠原総務文教委員長。

○6番 篠原 哲哉君

総務文教委員会の議案審査報告をいたします。

議案第82号 令和2年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定



議案第 8 4 号 令和 2 年度地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計歳入歳出決算認定

議案第 8 5 号 令和 2 年度鞍手町水道事業会計決算認定

本委員会は 9 月 8 日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を認定すべきものと決定したので会議規則第 7 6 条の規定により報告します。

○議長 星 正彦君

これから委員長報告に対する質疑を行います。

議案第 8 2 号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第 8 4 号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第 8 5 号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。議案第 8 2 号について討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第 8 4 号について討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第 8 5 号について討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 8 2 号 令和 2 年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第 8 2 号は委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第 8 4 号 令和 2 年度地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計歳入歳出決算認定を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第84号は委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第85号 令和2年度鞍手町水道事業会計決算認定を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第85号は委員長報告のとおり認定されました。

次に進みます。日程第5 議案第78号から日程第9 議案第83号までの5件を一括して議題とします。

本案は民生産業委員会に付託していただきましたので、民生産業委員長の審査報告を求めます。  
須山民生産業委員長。

### ○13番 須山 由紀生君

民生産業委員会の議案審査報告をいたします。

議案第78号 令和2年度鞍手町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定

議案第79号 令和2年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計歳入歳出決算認定

議案第80号 令和2年度鞍手町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定

議案第81号 令和2年度鞍手町住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定

議案第83号 令和2年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計歳入歳出決算認定

本委員会は、9月8日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を認定すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

### ○議長 星 正彦君

これから委員長報告に対する質疑を行います。

議案第78号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第79号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第80号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第81号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第83号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。議案第78号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第79号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第80号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第81号について討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第83号について討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第78号 令和2年度鞍手町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第78号は委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第79号 令和2年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計歳入歳出決算認定を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第79号は委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第80号 令和2年度鞍手町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第80号は委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第81号 令和2年度鞍手町住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第81号は委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第83号 令和2年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計歳入歳出決算認定を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第83号は委員長報告のとおり認定されました。

次に進みます。日程第10 議案第66号から日程第17 議案第86号までの8件を一括して議題とします。

本案は総務文教委員会に付託していただきましたので総務文教委員長の審査報告を求めます。

篠原総務文教委員長。

#### ○6番 篠原 哲哉君

総務文教委員会の議案審査報告をいたします。

議案第66号 鞍手町過疎地域持続的発展計画の策定

議案第67号 鞍手町過疎地域自立促進特別事業基金条例の一部を改正する条例

議案第68号 鞍手町ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例

議案第69号 鞍手町税条例の一部を改正する条例

議案第71号 令和3年度鞍手町一般会計補正予算第4号

議案第75号 令和3年度地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計補正予算第1号

議案第76号 令和3年度鞍手町下水道事業会計補正予算第1号

本委員会は9月8日に付託された上記の議案を審査の結果いずれも原案を可決すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

次に、議案第86号 道路改良事業 本町今村線道路改良工事請負契約の締結

本委員会は、9月8日に付託された上記の議案を審査の結果、原案に同意すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

#### ○議長 星 正彦君

これから委員長報告に対する質疑を行います。

議案第66号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第67号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第68号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第69号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第71号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第75号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第76号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第86号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。議案第66号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第67号について討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第68号について討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第69号について討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第71号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第75号について討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第76号について討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第86号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第66号 鞍手町過疎地域持続的発展計画の策定を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第66号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第67号 鞍手町過疎地域自立促進特別事業基金条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第67号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第68号 鞍手町ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第68号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第69号 鞍手町税条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第69号は委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第71号 令和3年度鞍手町一般会計補正予算第4号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第71号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第75号 令和3年度地方独立行政法人くらはて病院貸付金等特別会計補正予算第1号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第75号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第76号 令和3年度鞍手町下水道事業会計補正予算第1号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第76号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第86号 道路改良事業本町今村線道路改良工事請負契約の締結を採決します。

本案に対する委員長の報告は同意であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第86号は委員長報告のとおり同意されました。

次に進みます。日程第18 議案第70号から日程第22 議案第87号までの5件を一括して議題とします。

本案は民生産業委員会に付託していただきましたので、民生産業委員長の審査報告を求めます。須山民生産業委員長。

#### ○13番 須山 由紀生君

民生産業委員会の議案審査報告をいたします。

議案第70号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例の一部を改正する条例

議案第72号 令和3年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算第2号

議案第73号 令和3年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号

議案第74号 令和3年度鞍手町住宅新築資金等特別会計補正予算第1号

本委員会は9月8日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を可決すべきものと決定したので会議規則第76条の規定により報告します。

次に議案第87号 鞍手町町道路線の認定

本委員会は9月8日に付託された上記の議案を審査の結果、原案を認定すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

#### ○議長 星 正彦君

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

議案第70号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第72号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第73号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案74号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第87号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。議案第70号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第72号について討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第73号について討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第74号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第87号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第70号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第70号は委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第72号 令和3年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算第2号を採決



します。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第72号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第73号 令和3年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第73号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第74号 令和3年度鞍手町住宅新築資金等特別会計補正予算第1号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第74号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第87号 鞍手町道路線の認定を採決します。本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第87号は委員長報告のとおり認定されました。

次に進みます。

日程第23 決議第1号を議題とします。

提案者である8番議員 有働徳仁議員に提案理由の説明を求めます。

有働徳仁議員。

#### ○8番 有働 徳仁君

ただいま上程されました、決議第1号 鞍手町議会議場に国旗及び町旗の設置を求める決議について、提案理由の説明をいたします。

平成11年に施行された国旗及び国歌に関する法律により、それまで習慣法として定着してきた日の丸も改めて国旗であると法律で定められました。

国旗は自国の象徴でもあり国家にとって重要なものとして国民の意識と生活に根づいています。

鞍手町は平和のシンボルである日の丸及び町旗を議場においても設置することは自然の行為であり、議場に国旗及び町旗の設置を求める決議として鞍手町議会会議規則第13条第2項の規定に基づき提出いたします。

#### ○議長 星 正彦君

これから質疑を行います。決議第1号について質疑ありませんか。

西藤議員。

○11番 西藤 典子君

鞍手町議会におきまして今までどのような取組がされたのかちょっとお尋ねしたいと思っております。まず第1が、この本会議場ですね。これは何年ごろに設置されたものでしょうかお尋ねいたします。

○議長 星 正彦君

有働議員。

○8番 有働 徳仁君

大変申し訳ないのですが、自分はちょっと天才ではないので何もかも把握しているわけじゃないので、今ここで自分は把握してないのでお答えできません。

○議長 星 正彦君

西藤議員。

○11番 西藤 典子君

なぜこういうことを質問したかといいますと、恐らくですね1956年ごろに議場は完成したと。以来65年間そういうことがあってないのではないかと思いますので質問したわけでありませう。

次に、やっぱり有働議員に質問、答えられないかもしれませんが、今までにこの鞍手町議会の議場に国旗設置の必要性が論じられたことがあるのでしょうか。お尋ねいたします。

○議長 星 正彦君

有働議員。

○8番 有働 徳仁君

事前にお聞きした中ではあったと聞いています。

○議長 星 正彦君

西藤議員。

○11番 西藤 典子君

いつ頃。何回あったのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長 星 正彦君

有働議員。

○8番 有働 徳仁君

多分僕が生まれる前からじゃないかなと思うので、その辺は把握していません。

○議長 星 正彦君

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

今回の提案理由の中にある鞍手町は新庁舎が建設される予定となり平和のシンボルであ

る日の丸というふうに書いてありますけども、この根拠は何ですか。

○議長 星 正彦君

有働議員。

○8番 有働 徳仁君

自分は平和のシンボルっていうところを言っているのは、オリンピックだったり世界大会だったりとか、いろんなところですね、テレビでも皆さん見ると思うのですが、皆さんが金メダル取った方とかですね、どんな大会であっても日の丸を背負って最終的にメダルをもらったりとか日本代表として行かれている光景を小さい頃から見えています。

そういったところで僕は、もう日本というのを今のそういった方たちは日本という国旗を掲げて、代表選手になられておると思いますし、僕はそういう日本のシンボルとして皆さんはそういうふうな形で掲げて、いろんなところに。

スポーツ選手だけではないと思うんですけど、そういったところで、皆さん頑張っているんじゃないかなと僕は思っています。

○議長 星 正彦君

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

もともと日の丸というのは太平洋戦争時に侵略戦争のシンボルとして掲げられたものであって、およそ平和のシンボルとはいえないのですよね。そのことはご存じですか。

○議長 星 正彦君

有働議員。

○8番 有働 徳仁君

学生時代に歴史の授業でそういったことは習ったのじゃないかなと思っています。詳しく昔の戦争のあった時代のことというのは、僕は全て把握しているわけではありません。

○議長 星 正彦君

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

国旗国歌の法律ができたときには侵略戦争のシンボルであったということから、これに反省をするという気持ちもないと。というようなことだとか、それで犠牲になった方々に対して本当に申し訳ないというような気持ちが表れるという意見もたくさんあって、この国歌国旗の法制化については反対の声もたくさん上がっていたわけですよ。

それがいきなりいつの間にか平和のシンボルとなったというのは、ただオリンピックで日本の象徴として掲げられたと。もうその上辺だけしか見てないのだと思います。

もう1点聞きたいのですが、決議案の中にある真ん中から下のほうですね。国旗及び町旗を設置し議員、行政執行部が日本国民、町民の一員としての自覚と誇りを堅持するというふう

に決議案の中にあります。

これ法制化になった当時の小渕首相は、この国旗国歌を押しつけないと言っていますし、

当時の野中官房長官も法制化によって一人ひとりの考え方を変えようとは思わないというふうに言明してるんですね。

これは、決議案の議員、行政執行部が日本国民町民の一員としての自覚と誇りを堅持しということについては、これは押しつけに入るのじゃないでしょうか。

○議長 星 正彦君

有働議員。

○8番 有働 徳仁君

先ほど宇田川議員がおっしゃったのは、鞍手町民だったり国民へ押しつけているのじゃないかと。これにつきましては、思想あるいは意見の多様性があり国旗を議場に設置するべきではないという考えを言われていると思うんですけど、今ここの役場の庁舎の上にも、国旗上がっていますし、学校に行っても国旗が掲げていると思います。だから、そういった意味で強制しているとは僕は全く考えていません。

○議長 星 正彦君

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

お諮りします。決議第1号については、会議規則第38条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、決議第1号については委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。決議第1号について討論ありませんか。

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

鞍手町議会議場に国旗及び町旗の設置を求める決議に対し反対討論いたします。

まず、議会議員が議案提案する権利を否定するものではないことは、このことを前提に討論をいたしますが、この決議案には重大な3点の問題があります。

1つは議会の民主的運営に関する問題です。1955年に町制が施行され66年目になり私も議員として28年目になります。

この間、鞍手町議会では議会内部のルールに関する問題では、全員協議会や議会活性化委員会などで議員全員の声を聞き少数意見を排除しないよう多数決による問題解決は図ってきませんでした。

主には議会だよりの一般質問欄に議員個人の写真を掲載すること。また、本会議の内容を映像により広く町民に知らせるため、議場にビデオカメラを設置することなどが挙げられます。

また、これまで陳情は全て受付けてきましたが、同様の陳情が外部から出されたことがあ

ります。しかしながら、議会内部に関わるものであることから、本会議には上程されていません。

また、町執行部による行事がこの議事堂にて行われたときに参加者から同様の要望が執行部に出されたときは、議会で全員協議会を開催して意見聴取をしましたが、意見の一致を図ることができなかつたため保留としているところです。

現在の議会運営委員会には、初めて議員になった方や初めて委員会に入った方が多数を占めています。

したがって、議会内部に関することは全員協議会などを開催し、議員全員の意見の一致を図っていくという、これまでの民主的運営の歴史を知らない方もいます。

この基本を、議会事務局長が提出者や議会運営委員会にしっかり説明していないのではないかと、強い憤りを感じます。

何度も言いますが、これまで大切にしてきた議会の民主的運営を覆し、議会内部のルールを多数決で決めるべきではありません。

2つ目は日の丸の歴史についてです。1999年に国旗国歌法が成立し、日の丸が国旗として定められたとはいえ国が公の行事で使うために法的根拠を明らかにしたにすぎません。当時の小渕首相も日の丸を押しつけないとし、野中官房長官も法制化によって一人ひとりの考え方を変えようとは思わないと言明しています。

そもそも日の丸は1870年に陸海軍が掲げる国旗として定めたのが最初です。

しかし、太平洋戦争中、日の丸が侵略戦争のシンボルとなってきたことから国民の中に拒絶反応を持つ人々も多数おられ、国民的合意があるとはとても言えません。

提案理由にある平和のシンボルとは真逆の歴史があり、その根拠がどこにあるのか理解できません。

第3は、日の丸を議場に設置することはなじまないことです。もともと議場は町民のために様々な立場から意見を交わし議論する場であり、中立公正な在り方が求められるのは当然のことです。

日の丸を国旗にすること自体、町議会でも町民の中でも意見が分かれる問題であり、これを議場に設置することは、一方の意見だけ取り入れることになり、なじみません。

決議案には、議員、執行部が日本国民、町民の一員としての自覚と誇りを堅持しとありますが、それを多数決で決めてしまうことは、まさに押しつけであり、思想、良心の自由や信教の自由を定めた憲法の立場から見ても相入れないものです。

以上3点述べたように、この決議案をたとえ多数決で押しつけたとしても、議会全体の意思一致が図られたものではないため、議場に日の丸を設置することがないよう強く申し上げて、反対討論を終わります。

○議長 星 正彦君

ほかに討論ありませんか。

添田議員。

○1番 添田 政勝君

鞍手町議会議場に国旗及び町旗の設置を求める決議について賛成の立場で討論いたします。

1999年、国旗国歌法が成立して以降、地方自治体の議会議場に国旗を設置する動きが加速的に進んでまいりました。県内60市町村議会においても、ほとんどの議会が設置している状況です。自国の国旗に敬意と誇りを持つのは世界の常識であり、国民として当然のことです。国を愛し郷土を愛する気持ちを持っている議員の1人として国旗町旗を前に誠実に議論を交わす議場でありたいと思っております。

本議場および建設が予定されています新庁舎内の議場にも国旗と町旗を設置することにより、厳粛な議場としてスタートできればと考えます。

以上で賛成討論を終わります。

○議長 星 正彦君

西藤議員。

○11番 西藤 典子君

反対の立場から討論いたします。

先ほど、この庁舎65年間ですね、日の丸の掲揚はなされていなかったということを行いましたけれども、この地が、この鞍手町という地がどういう地であったかということですね。かつて炭鉱労働者が、この暗い地底で侵略戦争遂行のためのエネルギーの増産のために、たくさん地底で働いたと、こういう歴史があります。

しかも、これは地元の方々だけではなくて、朝鮮から連れてこられた方とか、あるいは捕虜となられた外国籍、西洋関係の方の遺骨も、落盤とか出水とか火災とかですね、そういう中で遺骨を回収できなかった、そういう方も鞍手の地の暗い底にはまだ眠っていらっしやるということがあります。

そのような歴史に基づきまして鞍手の地では、侵略戦争を許さないという戦いの歴史と伝統があるのだと思います。

だからこそ65年にわたって、そういうことがなされなかったということだと思います。

また近くでは中間市議会など、そういう戦いのあったところは今も国旗は掲揚されておられません。

元々、皆さん先ほどからいろいろおっしゃいますけれども、国会議事堂の正面に国旗が掲げられておりますか。ありませんよね。なぜか。先ほどからも論議されましたように、日の丸の旗が侵略戦争のシンボルであったという長い歴史があるわけでありませぬ。

ドイツにおきましては、日独伊三国で侵略戦争をやってきたわけですが、ドイツにおきましては、ちょうど戦争中の1935年から45年ですね、ナチスの旗印でありますハーケンクロイツ。これが国旗として使われていたのであります。そのときドイツは今もそうですね、非常に大変な侵略戦争に対する反省から国旗を改めております。

イタリアにおいても当時の国旗は使っておりませぬ。ところが、日本の場合は侵略戦争に

対する反省が非常に曖昧のまま、今日まで続いておりまして、その侵略戦争のシンボルであった日の丸がそのまま使われ、今論議されているような状況が生まれているわけでありませぬ。しかしなぜ国会にないのか。恐らくこれは世界がこの事実を忘れていないからだと思ひます。国会の正面に日の丸の旗を上げるといふことは、例えて言へばドイツの国会におきましてハーケンクロイツを掲げるような、そういうことにもなりかねない。だからですね、恐らくですね、国内では国民に数を頼んで国旗日の丸を、そういったことを法制化しましたけれども、国会議事堂にはない。そういうことではないかと思ひわけでありませぬ。

私はそのような歴史的な認識に基づきましてですね、やっぱりこの問題は私は一概に反対といふわけではありませぬけれどもね、こういう問題は慎重に論議すべきであると、そういうふうを考えております。

庁舎の完成は、まだ後ですよ。新庁舎は来年の9月に着工して、令和5年の10月に完成し、令和6年の1月にオープンだといふことでありませぬ。といふことは、その前にもう1回、議員選挙があるんですよ。町議会議員選挙があるんですよ。

私は今までなぜこのように、鞍手町において議会に日の丸が掲げられなかったかといふ歴史と伝統です。これを振り返り、そしてかつて議員だった方ね、そういう状況を保たれた議員であった方、町民の皆さん。議員といふのは町民の皆さんの意思の反映で選ばれているわけですから、そういう過去の議員の皆さん。やっぱり町民の皆さん、そういった方の気持ちを十分聞き取って、そしてまだ間に合わないわけじゃないですよ。だから今日ここで決めるのではなくて、やっぱりこの鞍手の地の先輩方の思い、町民の皆さんの思い、これを十分に酌み取って論議して、そしてこれは新しい議会選挙で、これで選ばれた新しい議員さんの手で決めてもらうべきことではないかと思ひます。

この新しくできた議会で、その議場を使うかどうかともわからない私たちが。しかも非常に短期な、突然ですよ。本当にあたふたと決めるようなこと、私はこういうフェアでないやり方は許せないと思ひます。

やっぱり十分論議して、そして時間をかけて、そして新しい。だから私は、こういう主張される方は今度の選挙で、これを公約に掲げて立候補されたらいいと思ひますよ。そして十分論議されて、町民の皆さんの意見も聞かれて、その反映として再選されて、そして新しい議会で議員の皆さんで決定する。そうしないとあまりにも不遜ではないかと。

この鞍手の伝統。今までの議員さんたち、町民の皆さんに対してね、あつという間に悪い言い方をすれば、どさくさに紛れて、こういう大事なことを決めてしまうっていうのは、不遜なことではないかと思ひます。

やっぱりじっくり時間をかけて、本当に歴史も学んで、そして皆さんの納得のいくところで。まだ時間はあるんですよ。新しく選ばれた、新しい議場は新しく選ばれた議員さんたちがお使いになるわけですから。

もしかしたら私たちはもう、私はですね、いないかもしれない。その者がここで決めるといふのは、やっぱり不遜ではないかと思ひます。

ぜひですね、論議をさらに深め、新しくもう1回選挙あります。選ばれた議員さんの手で慎重にですね、決議されること。これを期待しまして、今日の採決には反対いたします。以上です。

○議長 星 正彦君

ほかに討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで討論を終わります。

これから、採決を行います。

決議第1号 鞍手町議会議場に国旗及び町旗の設置を求める決議を採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって、決議第1号は原案のとおり可決されました。

次に進みます。

日程第24 意見書第1号を議題とします。

提出者を代表して6番議員 篠原哲哉議員に趣旨説明をお願いします。

6番議員 篠原哲哉議員。

○6番 篠原 哲哉君

意見書第1号を提案いたします。

意見書第1号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し、地方税財源の充実を求める意見書。別紙意見書案を提出する。

令和3年9月15日提出。提出者 鞍手町議会議員 篠原哲哉。同じく須山由紀生。

提案理由。地方自治法第99条並びに鞍手町議会会議規則第13条第1項及び第2項の規定により提案する。

○議長 星 正彦君

お諮りします。

意見書第1号は質疑、討論を省略して、直ちに採決に入りたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって意見書第1号は質疑、討論を省略します。

これから、採決を行います。

意見書第1号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し、地方税財源の充実を求める意見書を採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって意見書第1号は原案のとおり可決されました。

次に進みます。



日程第25 閉会中の継続事件を議題とします。

各委員長から目下審査する事件について、会議規則第74条の規定に基づきお手元に配付しましたとおり、閉会中の継続審査の申出がっております。

お諮りします。各委員長の申出のとおり継続審査することにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって各委員長から申出のとおり継続審査することに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

これをもって令和3年第6回定例会を閉会します。

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議長 星 正 彦

議員 新 谷 留 晴

議員 篠 原 哲 哉

令和3年9月15日

鞍手町議会

議長 星 正彦

### 閉会中の継続事件について

下記事件について、各委員長から鞍手町議会会議規則第74条の規定に基づき、閉会中の継続審査及び調査の申し出があったので、これを閉会中の継続事件とすることにつき議会の議決を求める。

委員会名	調査事項
総務文教委員会	財政、人事、給与、消防、都市計画、教育、上下水道及び民生産業委員会に属さない事項の所管事務調査
民生産業委員会	厚生、福祉、保健衛生、国民健康保険、産業、労働、土木、建設、地方独立行政法人に関する事項の所管事務調査
議会運営委員会	本会議の会期日程等議会運営に関する事項、議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項、全員協議会の開催に関する事項及び議長の諮問に関する事項
新庁舎建設特別委員会	新庁舎の建設等に関する審査
議会広報編集調査特別委員会	議会広報編集及び調査